

平成25年9月10日から  
平成25年9月11日まで

標 茶 町 議 会  
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録目次

### 第1号(9月10日)

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 開会の宣告                             | 3  |
| 開議の宣告                             | 3  |
| 会議録署名議員の指名                        | 3  |
| 会期決定                              | 3  |
| 行政報告及び諸般報告                        | 3  |
| 一般質問                              | 9  |
| 深見 迪 君                            | 9  |
| 長尾 式宮 君                           | 22 |
| 松下 哲也 君                           | 24 |
| 報告第6号 専決処分した事件の承認について             | 28 |
| 報告第7号 専決処分した事件の承認について             | 28 |
| 報告第8号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について | 31 |
| 議案第41号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について     | 41 |
| 議案第42号 車両の取得について                  | 43 |
| 議案第43号 車両の取得について                  | 43 |
| 議案第44号 工事請負契約の締結について              | 45 |
| 延会の宣告                             | 47 |

### 第2号(9月11日)

|   |    |
|---|----|
| 開議の宣告                                   | 51 |
| 議案第45号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について          | 51 |
| 議案第46号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について         | 52 |
| 議案第47号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について        | 55 |
| 議案第48号 標茶町地域総合整備資金条例の一部を改正する条例の制定について   | 61 |
| 議案第49号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について      | 61 |
| 議案第50号 平成25年度標茶町一般会計補正予算                | 63 |
| 議案第51号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算          | 63 |
| 議案第52号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算              | 63 |
| 議案第53号 平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算             | 63 |
| 認定第1号 平成24年度標茶町一般会計決算認定について             | 68 |
| 認定第2号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について | 68 |
| 認定第3号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について        | 68 |

|           |  |    |
|-----------|--|----|
| 認定第 4 号   | 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について                | 68 |
| 認定第 5 号   | 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について               | 68 |
| 認定第 6 号   | 平成24年度標茶町病院事業会計決算認定について                    | 68 |
| 認定第 7 号   | 平成24年度標茶町上水道事業会計決算認定について                   | 68 |
| 議案第 5 4 号 | 監査委員の選任について                                | 69 |
| 議案第 5 5 号 | 教育委員会委員の任命について                             | 69 |
| 議案第 5 6 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について                       | 70 |
| 意見書案第12号  | J R 北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を<br>求める意見書 | 71 |
| 意見書案第13号  | 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書                   | 72 |
|           | 閉会中継続審査の申し出について（厚生文教委員会）                   | 73 |
|           | 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）                   | 73 |
|           | 閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）                   | 73 |
|           | 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）                   | 73 |
|           | 議員派遣について                                   | 73 |
|           | 日程の追加                                      | 74 |
| 議案第 5 0 号 | 平成25年度標茶町一般会計補正予算                          | 74 |
| 議案第 5 1 号 | 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算                    | 74 |
| 議案第 5 2 号 | 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算                        | 74 |
| 議案第 5 3 号 | 平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算                       | 74 |
|           | （議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号審査特別委員会報告）     | 74 |
|           | 閉議の宣告                                      | 75 |
|           | 閉会の宣告                                      | 75 |

# 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成25年 9月10日（火曜日） 午前10時02分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 陳情第 4号 国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に対する陳情
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 8号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について
- 第 8 議案第41号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 9 議案第42号 車両の取得について
- 第10 議案第43号 車両の取得について
- 第11 議案第44号 工事請負契約の締結について

### ○出席議員（14名）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君   | 2番 長尾 式宮 君  |
| 3番 菊地 誠道 君   | 4番 本多 耕平 君  |
| 5番 林 博 君     | 6番 黒沼 俊幸 君  |
| 7番 後藤 勲 君    | 8番 舘田 賢治 君  |
| 9番 鈴木 裕美 君   | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君  | 12番 深見 迪 君  |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長   | 森山 豊 君  |
| 総 務 課 長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課長  | 佐藤 弘幸 君 |
| 税 務 課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管 理 課 長 | 中村 義人 君 |
| 住 民 課 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 農 林 課 長 | 牛崎 康人 君 |

平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 建設課長    | 井上 栄 君             |
| 水道課長    | 妹尾 茂 樹 君           |
| 育成牧場長   | 類 瀬 光 信 君          |
| 病院事務長   | 蛭 田 和 雄 君          |
| やすらぎ園長  | 山 澤 正 宏 君          |
| 教 育 長   | 吉 原 平 君            |
| 教育管理課長  | 高 橋 則 義 君          |
| 指 導 室 長 | 青 木 悟 君            |
| 社会教育課長  | 伊 藤 正 明 君          |
| 農委事務局長  | 牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務) |

○職務のため出席した事務局職員

|         |           |
|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 玉 手 美 男 君 |
| 議 事 係 長 | 小野寺 一 信 君 |

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

### ◎開会の宣告

- 議長（平川昌昭君） ただいまから、平成25年標茶町議会第3回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時02分開会)

### ◎開議の宣告

- 議長（平川昌昭君） 直ちに会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（平川昌昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
7番・後藤君、 8番・館田君、 9番・鈴木君  
を指名いたします。

### ◎会期決定

- 議長（平川昌昭君） 日程第2、会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から9月11日までの2日間といたしたいと思ます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、9月11日までの2日間と決定いたしました。

### ◎行政報告及び諸般報告

- 議長（平川昌昭君） 日程第3、行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の7点について補足をいたします。

1点目は、損害賠償請求の訴訟結果についてであります。

昨年10月に標茶町を被告とする損害賠償請求事件訴訟の判決が出ましたので、ご報告いたします。

訴状内容については、原告は、元標茶町立病院臨時看護補助員で、訴えは、警察への通報の違法性及び退職勧奨の二点で、損害賠償請求額は、賃金補償、慰謝料、経費等225万6,935円とするものであります。

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

裁判は、昨年11月の第1回口頭弁論に始まり、本年8月29日の判決言い渡しまで、計7回行われました。

本件は、平成24年4月11日、町立病院入院患者より現金窃盗未遂の被害申告がなされ、警察に今後の対応について相談し、その後、被害申告をした方が、警察に被害届を出した事案に係るもので、原告が主張する、一点目の警察への通報の違法性については、原告と被告との間には雇用契約があり、労働契約上の安全義務として安易に原告の名誉が侵害されることのないよう配慮すべき義務を有しているが、被害申告を原告に確認せず、安易に警察に通報したことは、原告に対する安全配慮義務に違反する行為である。二点目の退職勧奨については、十分に事情を聴取することなく、一方的に退職を迫る行為は退職を強要するものであり、余りに原告に配慮を欠いた違法なものである、というこの二点が争点となったところであります。

結果といたしましては、被告の不法行為はないとして、「原告の請求を棄却する」、「訴訟費用は原告の負担とする」という判決でありました。

裁判にいたりましたことは、極めて遺憾であると考えております。

本件に関しましては、被害申告をされた方への責任、公の施設としての責任、雇用者としての責任も含め対応したところであり、裁判所よりそれらのことは不法行為とはならないとの判断を得ました。

又、情報を提供できない背景など、様々な経緯はあったにせよ、約半年にわたり住民に対しご心配をお掛けしたことも事実であり、その点は反省すべきことだと考えております。

今後におきましては、誤解や混乱が起きないように、更に慎重、且つ、丁寧な対応を心掛けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、町立病院小児科外来の診療日数の拡大についてであります。

この度、町立病院小児科外来の診療日数を拡大することとなりましたので、ご報告いたします。

ご承知のとおり、町立病院の小児科外来は、毎週火曜日と毎月1回水曜日を加えた診療を行っております。

小児科で実施しております、ヒブ、肺炎球菌、BCG、MR、四種混合ワクチン等各種予防接種のほか、来月からインフルエンザワクチン予防接種が始まりますことから、小児一般患者の診療時間を確保するため、兼ねてより医師派遣元であります旭川医大小児科医局へ診療日数の拡大について要請してまいりました結果、前年度と同じ来月から来年3月までの6ヶ月間、医師を毎月1日、延べ6日の追加診療派遣をいただくこととなりました。

医師派遣をいただきます旭川医大小児科医局のご理解とご協力に感謝いたしますと共に、来年度の診療体制については、改めて協議することになっており、診療日数の拡大について、今後も引き続き、要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告申し上げます。

本町のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者の方々のご努力によりまして、天満屋・TOTO・九州電工・大塚製薬の実業団陸上チーム、日本体育大学スケート部・釧路地方

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

陸上競技協会などの団体が来町し、総勢で700名を超える競技者が本町に集い、汗を流していただきました。

また、中学校野球夏季標茶交流大会が管外を含む11チームの参加により開催され、本町の賑わいづくりに貢献いただきました。

合宿団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積む中、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行なうなど、所期の目的を達したところであります。

また、本町で合宿トレーニングを積んだ大塚製薬の伊藤選手においては、8月25日に札幌で行われた北海道マラソンで第3位の成績をおさめ、今後の誘致への影響を期待するところであります。

本町の合宿地としての魅力は確実に定着し、かつ、広がりを見せはじめておりますことから、今後につきましても、合宿誘致推進員の活動をはじめとする積極的な誘致を行い、質、量、ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、野生大麻ゼロ作戦についてであります。

8月1日に実施されました野生大麻ゼロ作戦について、ご報告いたします。

今年で5回目となりました「野生大麻ゼロ作戦」は、野生大麻除去対策として釧路保健所が主催し、茶安別地区で実施されました。

当日は、茶安別地域会、標茶町防犯協会、北海道薬剤師会釧路支部のボランティア、北海道警察釧路方面弟子屈警察署員、町職員等、総勢60名が参加し、1,200キログラムの除去を行いました。

町内には、多くの野生大麻の自生地が確認されていることから、今後とも地域住民の皆さんのご協力や関係機関との連携を図りながら野生大麻の除去を行い、大麻の撲滅対策に努めてまいりますと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

5点目は、平成25年度標茶町総合防災訓練についてであります。

去る、9月1日防災の日にあわせ、防災意識の高揚と、家庭・地域・行政などが日頃の備えや役割を確認することと自主防災組織設立の一助になることを目的に実施致しました「平成25年度標茶町総合防災訓練」について、ご報告いたします。

本年度で8回目となる「標茶町総合防災訓練」については、悪天候の為、一部内容を変更し行いましたが、第1部、住民参加の避難訓練では、避難勧告を想定して災害本部からの町内会への事前連絡、消防サイレン、エリアメールによる住民避難訓練を開始し、市街地町内会ごとに「住民参加の避難訓練と近隣者の安否確認」を実施し、各町内会がその避難状況等を災害対策本部へ伝達する訓練を行いました。

また、各公民館エリアでは防災行政無線を活用し、その避難状況等を想定した、各公民館と本部との情報伝達訓練を実施いたしました。

第2部では、災害時に標茶町で実際に行われる技術や工法の見学として、標茶消防職団員による「救出訓練」、標茶町災害対策土木協議会構成員による「水防工法土のう作成訓練」が行われました。

また、トレセンを避難所に想定した第3部では、災害時の疑似体験学習として間仕切りボード作成や非常食の試食を実施し、又、各関係機関の防災関連展示物ブースの見学、DIG訓練による災害発生時の備えや心がけの確認等が行われました。



## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

当日、あいにくの天候にも関わらず、市街地町内会、地域会の皆様の参加や、各関係機関のご協力の結果、昨年を上回る総数350名の参加となり、また、本訓練にあわせ独自取り組みを展開した町内会が見られるなど、防災意識の向上を感じたところであります。今後も町全体の防災力向上のため、自助・共助・公助がうまく連携をし、生命と財産を守ることの出来る、「安全・安心な町づくり」を引き続き推進していく所存であり、ご参加いただきました多くの町民の方々、町議会をはじめ関係機関の皆様方に感謝を申し上げ、ご報告といたします。

6点目は、職員の在職状況についてであります。

職員の在職状況について、ご報告申し上げます。

平成24年度中における中途退職者につきましては、事務職1名、土木技術職1名、看護師4名、計6名であります。その中途退職者の補充は、土木技術職1名、助産師1名、看護師2名を中途採用のほか、一部臨時職員による補充にとどめております。

また、今年3月31日付の定年退職者等につきましては、事務職4名、保育士2名、介護士1名、調理師1名、あわせて8名が退職しており、本年4月1日付の正職員採用職員は事務職1名、土木技術職1名、保育士2名、介護士1名、合計で5名の採用を行った結果、退職者14名、採用補充9名で差し引き5名の削減となり、4月1日現在の職員総数は263名となっております。

過去5年間における職員削減数は、3名となっております。

現在、第3期行政改革に従い、新たな行政需要にも柔軟に対応できるよう適正な人員配置に努めることとし、事務事業の見直し等により職員数の削減を実施してまいりますが、住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら、引き続き努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

7点目は、標茶町産業まつりの開催についてであります。

去る9月8日、標茶町商工会長を実行委員長とする実行委員会の主催による第40回標茶町産業まつりが開催されました。

当日は、あいにくの雨模様となり、急きよ、会場を開発センターと、ういずに移し、STVラジオ公開録音やお楽しみ抽選会には会場を埋め尽くすほどのご来場をいただきました。ういず駐車場で飲食ブースも星空の黒牛を中心に多くの飲食物が提供され、町内外からのお客様が楽しむ姿が見受けられました。

お昼頃には雨も上がり、40回記念ということで例年よりグレードアップした内容で、町民にはふるさと標茶の楽しいひと時を提供でき、町外の方々には標茶町の情報発信の機会となったものと考えるところです。

当日の様子は、9月16日午後8時からSTVラジオにおいて、特別番組「標茶町産業まつりグリーンコンサート」として放送される予定です。

開催に当たり準備等いろいろな場面でご協力いただいた実行委員、ボランティアスタッフの皆様とご来場の皆様に感謝を申し上げます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成25年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管す

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

る業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下5点につきまして補足し、ご報告いたします。

はじめに、学校統廃合についてであります。

学校規模の適正化により教育効果の向上をはかるために、将来の児童生徒数の推移等により、PTA・地域全体で統合への話し合いをして頂くこととしております。

この度、7月12日に久著呂地域会長及び久著呂中央小中学校PTA会長、学校関係者の方々が来訪され、久著呂中央小中学校について、将来の児童生徒数が減少傾向で推移することを踏まえ、PTA、地域会ともに協議した結果、「平成26年度末を以って小学校は沼幌小学校へ、中学校は標茶中学校へ統合することに地域として決定した」旨の申し出がありました。

今後、詳細な事項につきましては、PTA、地域と十分協議を行い、統廃合に向けた事務手続き等を進めてまいります。

2点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としては、よりきめ細かく児童生徒の実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組と、今後の指導改善に役立てるため、年2回のアンケート調査と、それに関連した追跡調査を実施しております。

その結果についてご報告いたします。

まず始めに、これまでの調査で、「いじめられた」と答えた児童生徒は5月末の段階において6.2%でしたが、追跡調査によって、いわゆる深刻ないじめではなく、その後の指導によってすべて解決されております。

また、「どんないじめをされましたか」の問いに対しては、いじめられたと答えた子のうち約36%が「悪口」で最も多く、次に、「仲間はずれや無視」が22%と続いており、例年と同じ傾向を示しています。

一方「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか。」という問いにつきましては、約8割の児童生徒が「そう思う」と答えているものの、「そう思わない、どちらともいえない。」と答えた子が、2割いることとなります。

このことにつきましては、引き続き課題として受け止め、各学校の取組はもとより、調査結果を保護者に配付し、協力を求めたり、学校における活動を紹介するリーフレットを作成し、児童生徒の交流する場を設けるなどし、自らいじめの問題として捉え、いじめの未然防止に向けて働きかけていきたいと考えているところです。

集団生活を営む上では、さまざまな人間関係のあつれきや対立が生じることから、いじめは常に起こり得るものであり、今も学校のどこかでいじめが存在し、それによって悩み苦しんでいる児童生徒がいるかもしれないという意識をもって子どもたちを見守ることが大切です。

今後も、いじめ根絶に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮するとともに、連携を強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

3点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

7月5日に札幌市で開催された「第68回国民体育大会・卓球競技予選会」に標茶中学校・卓球部女子が出場しました。

7月14日に函館市で開催された「第38回北海道小学校陸上競技大会」に標茶陸上スポーツ少

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

年団が出場しました。

また、7月21日には、江別市で開催の「第27回マルちゃん杯北海道少年柔道大会」に標茶柔道少年団が出場しましたが、結果は、いずれも健闘しましたが、入賞には後一步及びませんでした。

7月29日に札幌市で開催された「第42回全道少年野球大会」において、標茶ジャイアンツが決勝まで進出し、7対9で惜敗しましたが、大健闘の準優勝という成績を収めました。

次に道内各地で開催された「中体連全道大会」には、標茶中学校から卓球部女子団体、男子女子個人とバスケットボール部女子さらに柔道部女子団体、男子女子個人が出場しました。また虹別中学校から柔道・男子個人が出場しました。

結果につきましては、8月2日に美唄市で開催の「全道中体連卓球大会」において標茶中学校卓球部女子団体が準優勝し、8月17日から岐阜市で開催された「第44回全国中学校卓球大会」に出場し善戦しましたが、予選リーグで敗退となりました。

同じく8月2日に北斗市で開催された「全道中体連バスケットボール大会」に出場した標茶中学校バスケットボール部女子は、1回戦で敗退いたしました。

また8月3日から厚沢部町で開催された「全道中体連柔道大会」において標茶中学校柔道部女子団体が準優勝し、さらに女子個人70kg級では同校1年北村里奈さんが準優勝という好成績を収めました。その他競技に出場した選手も、大いに健闘したところであります。

今後の児童生徒の更なる活躍を期待するものであります。

4点目は、「第24回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、団体の協力を得て7月28日、駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。当日は、開会前から多くの子ども達や、付き添うお父さん、お母さん、更にはおじいちゃん、おばあちゃんが会場に訪れ、本来の目的であります子どものためのイベントとして、多くの町民の参加をいただきました。

内容につきましては、恒例のミニSLの運行やペットボトルロケット飛ばし、白バイやミニ消防車の乗車体験、乗馬体験コーナーなど、更に今回は、標茶消防署による、はしご消防車の体験乗車が新たに加わり、高層はしごを伸ばした様子に驚きと関心が集まり多くの子ども達が乗車体験を楽しんでおりました。

また、会場では各ブースとも盛況で色々と工夫された遊びと食べ物コーナーが提供され、思い思いの遊びを体験するなど、将来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることが出来た一日となりました。

5点目は、図書を受贈についてご報告いたします。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書3セット、24冊（8万3,020円相当）の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,345冊（199万8,545円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただ今の、口頭による行政報告に対して、簡易の質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

なければ、議長から諸般報告を行います。

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。  
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。  
休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

### ◎陳情第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第4、陳情第4号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、厚生文教委員会に付託いたします。

### ◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

第1点目は、介護保険サービスから要支援を切り捨てる国の計画を断念させる努力をということであります。

政府の社会保障制度改革国民会議が、今後の社会保障改定の青写真である最終報告書をまとめましたが、それに基づき閣議決定がなされました。また、厚労省も次々と社会保障の面での住民サービスの低下を行う発表をしています。医療、介護、生活保護など、この社会保障改定についての町長の所見を伺います。

社会保障の大きな改定の中で、私は今回、介護保険に絞って質問しますが、介護保険の生活援助については、2000年に制度が開始されたときには90分だった生活援助の時間区分が60分になり、2012年の介護保険改正では45分になりました。厚生労働省は、洗濯、掃除、買い物はそれぞれ15分でできるとして、45分にサービスを落としたと説明していますが、例えば15分で洗濯ができるかという現実介護現場は直面しています。これらの時間を短縮したこのような状態について、町長はどのように認識し、評価していますか。

重要な点は、要支援1及び要支援2の人たちを介護保険から外す計画です。全国では約154万人の要支援者がいますが、標茶町では、要支援者数は1、2合わせて138人で、これは要介護者数の26.4%にもなっています。今言った数字は4月の時点のことなのですが、きょうの行政報告によると7月の時点でも余り大きな変動はありません。もっとも、認定されたからといって、全てがサービスを受けているとは、限らないわけですが、しかし、この介護利用者の切り捨ては、深刻であると言わざるを得ません。この点について町長の所見を伺います。

これが実施されるとなると、利用者の自立を妨げ、介護度の重症化を一層推し進めることに

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

なると考えますが、町長はどのようにお考えですか。

また、市町村が独自に要支援1、2の人たちの介護サービスを行うという計画になっていますが、これが実施されると、町ではどのように対応するつもりですか。

介護サービスの中で訪問介護事業は、民間の事業所に頼るところが大きいと思います。要支援者の介護サービスからの切り捨ては、これら標茶町の介護サービスを支えている民間の事業所経営を著しく圧迫すると思われるのですが、町長はどのように考えますか。

標茶町議会では、これまでも介護保険制度の改善について意見書を、国を初めとする関係機関に提出してきました。直近では、本年度6月の第2回定例会で、介護サービスから「軽度の高齢者」を分離することに反対する意見書、この「軽度の高齢者」というのは、要支援1、2の方々なのですが、その意見書を国に送付しました。町としても何らかのアクションを行うべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） （登壇） 12番・深見議員の介護保険サービスから要支援を切り捨てる国の計画を断念させる努力をとのお尋ねにお答えをいたします。

このほど社会保障制度改革国民会議から最終報告書が出され、さまざまな改革が進められようとしております。その背景には、日本が他国に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、今後増大する社会保障を維持するために、大きな改革が必要であると理解をしておりますが、介護や医療など資源が弱い小規模自治体でも住民が安心して老後を過ごすことができるのか、懸念をしているところであります。

新制度についても、市町村の負担をふやさないように検討しているとの新聞報道がなされておりますが、国の作業が始まったばかりでありますので、今後の国の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、介護保険の平成24年の改正に伴う生活援助のお尋ねであります。利用者に対する支援内容は、ケアマネジャーが中心となり、実際にサービスを提供する事業所も参加し、サービス内容の検討が行われております。掃除、調理などの生活援助については、一般的には複数の行為を組み合わせで行われることが多く、その中で利用者の実態に合ったサービスを提供されていると理解しております。

次に、標茶町で現在、要支援に認定されている方は7月末現在で141名、認定者数全体の26.4%となり、このうち実際のサービス利用者は67名、16.9%となっております。

これまで介護度の低い段階から社会全体で高齢者を支え、進行を防ぎ、自立を促進する狙いから、要支援の予防サービスが提供されてきたところでもあり、引き続き町村で財政負担を含め、サービス低下を招かない事業展開が可能か、懸念されるところでありますが、そのことがすぐに利用者の自立を妨げて介護度の重症化を一層推し進めることになるかのお尋ねは、現時点での情報ではお答えいたしかねますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、仮にこれらが実施される場合の町の対応ですが、現実的な問題として、これらを全て直営で事業を行うのは困難と考えております。本町においては、これまで介護サービスについては町内民間介護事業者とその多くを頼ってきたところでありますので、新たな地域支援事業について、どこまで民間事業所への委託等が、どの程度可能か、国の動向等を注視しな

ければなりません、民間事業所への影響は最小限にしたいと考えております。

町議会におかれましても、機会あるごとに、介護制度の改善に向けて意見書の提出などが取り組まれていることには大変感謝申し上げます。

介護保険の問題は、全国民の問題でもあり、管内町村会、北海道町村会でも機会あるごとに要請活動を行っているところでありまして、引き続きこれらに合わせて行動をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 今のご答弁ですが、もう少し、介護サービスを利用している人たちの実態が、実際にそれを運営している町のほうから出て、そして、こういう点が非常に不安であるとか、こういう点に問題を感じているとか、具体的なものが出てくると思ったのですが、国の計画が矢継ぎ早にこういうことを考えています、というような形で出てきているので、一つは、それが具体的に、まだ、自治体のほうにまで、こういうふうに決まったから、こういう準備を進めなさい、みたいなものが出てきていないのかどうか、というのが一つなのです。

私が心配するのは、この作業が極めて急ピッチで進められてきている、ということなのです。2年後には一体どうなるのか、という心配があります。

さっき私のほうで言いました、生活支援が45分に削減されたということなのですけれども、要支援1の人たちは生活支援が随分多いわけですが、買い物や調理などもそうなのですけれども、介護というのは、このような生活援助をしながら利用者さんとの会話をし、また、買い物や調理などを利用者さんの動きに合わせてできるだけ一緒に行う、それがまた、利用者さんの自立につながる。単なるお世話をすることではなくて、利用者さんの自立があくまでも介護サービスの目標なわけですよ。時間がこうやって限られていったり、あるいは切り捨てられて介護サービスが利用できなくなったりすると、自立もままならないというような状況になるのではないかと思うのです。

幾つかの事業所を訪問させていただいて聞いてきたのですが、要支援1でも、血圧は高くて脳梗塞で糖尿で、掃除や調理がままならない、しかも、片麻痺である。こういう方々が要支援の実態なのです。要支援2に至っては、買い物、掃除、調理、これを本人に任せると、食事がどうしても偏ってしまって、悪化の一途をたどるばかり、また、肺気腫で外を歩けないというような状況の人が、要支援2であるというふうなことを言い、どうしても、この介護サービスが必要だと話しておられました。要支援1、2といたら割と軽い、自分でもかなりなことができるのかな、という感じを持つわけですけれども、決してそうでない。ここに介護サービスを入れることによって、その人の自立を助けることにつながり、自立が向上してくれば、介護保険の内容だって好転していくと思うのです。

そういう意味で、実態と、それから、急ピッチでこの計画が進みそうだという緊急度とあわせて、もう少し詳しく、町がどう構えておられるのか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

詳細につきましては、まだ、国のほうから明確なものが、届いておりません。ただ、新聞報道等々からもわかりますように、改革の基本的な全体像といいますか、要支援を市町村事業に

移行するということ、それと事業費の財源は介護保険から充てる、市町村の負担をふやさない、利用者負担が上がることは想定していない、全国一律から市町村が独自にサービス内容において料金を設定できるようにする、地域のボランティア活用等も図って事業費の伸びを抑える等々であります。また、高所得者の自己負担の引き上げ、それから低所得者の保険料の軽減、特養の施設を要介護3からにする等々の断片的な情報は来ておりますけれども、肝心の問題として財源をどこから持ってくるのかということが一切示されていないわけでありまして、どう考えてみても、利用料金の引き下げしかないと思うのです、実際にこれだけのことを考えてみますと……。

(「引き上げ？」の声あり)

いえいえ。利用料の引き下げですね。料金を下げるしか、財源がないわけですから。例えば、今、100、報酬として支払ったものを、これを下げるといふ形にしなければならないということです。今のところいただいている情報の中ではそういうことでもあります。

どうやって自立を支援していくかということは、これから先、多分いろいろなことが出てくると思いますが、現在の介護保険制度の中から、この事業で地域支援活動として使えるのは全体の3%と決まっておりますし、その中でどうするかというと、どうしても対象の事業というものを減らさなければいけない。それが本当にいいのかどうかという話について言うと、まだ明確なものが出てきていないということで、ただ、一方において、ふえ続ける社会保障費が年間1兆円とも言われておりますけれども、これをどうしていくのかという基本的なところで、国の財源対策が明確に示されない以上、結論としては、負担をふやしていくのとサービスを切り下げるという方法しかない。負担も引き下げて、サービスも上げる、これでは財源はどこから持ってくるのかという話になったときに、どこかに答えがあるのかもしれないのですが、私どもの情報では、知恵では、なかなか、この答えは出てこないと思います。

それと、社会保障全般の話になりますけれども、国の財政状況等々は非常に厳しい状況になっております。先般も国の借金が1,000兆円を超えたというような話もありますし、また、新年度の予算等も100兆円を超えるような予算要望をされている。でも、その半分以上は税収ではなくて借金に頼るといふ計画であるわけですし、そういったものを総合的に考えたときに、この介護、医療、福祉、全てをどういう形で国民が納得したものにするのか、ということについて言うと、国のほうから明確に考え方というのが出されていないわけです。財政規律は堅持しなければいけない。そのための消費税論議というのが今されておまして、近々、決断されるみたいでありますけれども、そういった方向等もあります。確かに私どもとして何ができるかということは考えていかなければいけませんけれども、国としては、高齢化が進んで対象者がふえていくわけですから、それに対して、どういった対応をするのか、そのためには、まず財源が必要である。その財源をどうしていくのか。

個々の議論が、国民に納得されるものでなければ、私は、なかなか進まないのではないのかなと思っておりますし、地方にとってこれ以上の、特に地域においてはマンパワーの確保等々を含めて、国が期待しているものについては、困難性があると理解しております。

いずれにしても、国が決定をすることになりますから、それに向けて注視をしてみたいと思っておりますし、できるだけ、住民の皆さん方のサービス低下を招かないように、どういった方策がとれるのか等々については、早目早目に検討を開始してみたいと考えておりますので、

ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 当然のことなのかもしれませんが、財源問題まで出てくるとは考えていなかったものですから、今回のこの介護保険サービスが大きいか、サービスそのものが、今まで介護保険料を払ってきてサービスを必要とする人たちのサービスがもぎ取られていくというような、そういう状況がこの二、三年で来るのではないかと、国はそういう提案を閣議決定しているわけですから。それで、財源問題を町長に言われると、町長は説得力がありますから、そういう話をされると話が進まないですね。

私は、特に介護なんかそうですけれども、「入るを量りて出ざるを制す」というのが今までのやり方ですよ。どれだけ予算があるから、これだけ出そう、どこそこに、これだけ出そうという。しかし、本来、自治体が背負っている住民サービスが、第一の自治体が果たす役割、目的であるという点では、「入るを量りて出ざるを制す」。つまり、どこにどれだけ、お金が必要なのかということ、まず、はじいて、それから、そのお金をどう工面するかということ、を考えるということが、地方自治体の役割ではないかなと思うのです。

先ほど、財政の問題だけで言えば、サービスを切り下げられないかなとか、というような話も出てきましたけれども、そうではなくて、介護支援1、2の人たちの介護サービスというのは、今でも不足だと思っているのです。さらに向上させなければならないと思っているのです。そこを確保し、さらに充実させて、そのために財源をどうするのか、どう国に求めていくのか、どのように町村でそれを考えていくのか、という理念の問題ですよ。町長は、これは、困難だよと言ったけれども、ボランティアなんていう話も出ていますよね。ただで介護運営をするなんていうこととか、あるいは、これは外堀を埋めてからかなと思うのですが、国や道の介護に対して払う金額は、変えませんか、というような話をしているわけです。しかし、一旦この制度がこういうふうになっていくと、お金がどういう形で来るのかわかりませんが、また徐々に、自治体によっては、大変な状況になるのではないかなと思うのです。

そういう意味で、最後に申し上げたいのですが、今受けているサービスを切り下げないということだけは、何としても守っていただきたい。そして同時に、介護サービスの目的は、介護サービスを受けている人たちの自立が目的なわけで、それを、ぜひ、今後とも充実させてほしい。事態がいろいろ厳しくなってきましたけれども、そこだけは、ぜひ、守っていただきたいと思うのですが、その理念の問題で、どのように考えておられますか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 理念と申しますか、私どもの一番大事なことは、住民の皆様が安心して暮らしていくために、どうしていくのか、ということ、常に考えていくことだと思っております。しかしながら、財源の多くを国の交付税に頼っている自治体におきましては、おのずとでき得ることには限度があるということも、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っておりますし、基本的な理念として一番大事なことは、いろんな場面で、ずっと申し上げてはいますが、きちんと税金を払った人が、安心して老後を迎えられる社会を、どうやって実現できるのかだと思っております。

それはどういうことかという、折に触れて、申し上げてはいますが、きちんと税金を払っていない人が非常に多いわけです。今回のG20でも、いろんな問題になっておりますけれど



ども、そこら辺の話をきちんとしないと、ただ単に財源がないから消費税を上げろということでは本当に済むのかどうか。ここは、やはり国民皆が考えていくことではないのかなと思っております。

ある新聞にも、最近、特集されておりましたけれども、租税回避をグローバル企業の中で非常に一生懸命やられている。これは、たしか2010年だと思いますけれども、イギリスで税金を上げるときに、グローバルな企業に対して、もっと税金を払え、という運動がありまして、ある有名なコーヒーの世界チェーンでありますけれども、それに対して、企業はきちんと払いますよという話をされたという記憶をしておりますし、10年のイギリスのアンカット運動ですけれども、税逃れする企業から徴税を。こういう運動がもっと、なぜ、国の一番重要な施策として出てこないのか。そういうことで、実際に払うべき税金がきちんと払われれば、財源というのかなり違ってくると思うのです。一説には、世界のタックスヘイブンにあるお金というのは2,000兆円を超えるというようなこと、日本の企業の中でも、そこで税金を節税されているというのは非常に多いわけです。だから、そういう人たちが、何十兆円ものお金を、本来、払うべきであるのに払っていない。そのことが世界的に今、問題になっているわけですから、そういうことを、もっと国民として大きく声を上げていくということが、必要なのではないかと。そうすると、今、国が足りない、足りないと言っている、100兆円の予算に対して税収が四十何兆円しかないというような状態、これは、少し変わってくるのではないかと。

いずれにしても、1,000兆円を超える借金があって、個人資産が1,571兆円というくらいに言われています。ここで、将来に対して、金利が上がっていけば利払いもふえていくわけです。

将来の子供たちが、どういう状態になるかということを考えたときに、私たちが、今やらなければいけないということは、単純な話だと思うのです。きちんと税金を払ってもらうことが一番大事なのではないのかと思っております、その上での、いろいろな社会保障制度等々ではないのかなと、考えておまして、今までも、いろんな場面でそういうお話をさせていただいています。

ただ、そうは言っても、町村において何ができるかというのは、非常に限られてきておりますので、それはそれなりに、どうすればサービスが低下しないか、なおかつ、自立する町民の方たちをふやしていけるのか、等々について検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 質問の趣旨については、しっかり受けとめていただいたな、という感じがします。

イギリスの例を出されましたけれども、本当に国民が困っているのなら、もうかっている企業が、もっと税金を出しましょうと、自分たちから申し入れるような国に、日本もなっほしいなという点で、全く、最後の部分は町長と同じ意見でありますので、ぜひ、介護サービスが国の施策が変わっても落ちないような、そういう手だてを、ぜひ、とっていただきたいなということを最後に訴えまして、次の質問に入りたいと思います。

本日の冒頭、町長の行政報告にありました、「町が被告となった損害賠償訴訟裁判を避けることはできなかったのだろうか」ということについて、私は少しく考察をして、ご提言申し上げたいと思います。

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

このほど2012年4月11日に発生した（窃盗未遂）事件に関する被疑者からの損害賠償訴訟について、私は、ここに括弧をつけているわけですが、原告の請求が棄却されました。町職員であった原告から町が被告として訴えられ、裁判になったということは、訴えた原告である町民にとっても、訴えられた町にとっても、また町民全体にとっても、極めて不幸な事態であり、本来あってはならないことと考えますが、この点について町長の所見を伺います。

時系列的に振り返って質問しますが、4月11日、患者さんから「窃盗未遂があった」という話があり、その日のうちに当事者である原告に事情を聞くことなく、警察に通報してその内容を説明したのはなぜでしょうか。

その結果、4月13日に警察による実況見分が行われ、翌14日に原告である職員が何も知らずに出勤し、一日通常に勤務をしたと聞いています。13日に警察による実況見分が行われたことにより、多くの職員や患者がこのことを知ってしまったと思いますが、原告である職員だけが何も知らされずに、14日に通常の勤務をさせられたことは、一種異様な事態と感ずるのですが、いかがですか。

これは当然、この部分では見聞きしているわけですから、どれほどの人がというのはわかりませんが、この人たちに、かん口令といったらきつい言葉になりますが、「本人に黙っているように」ぐらいのことは言ったのかなと、感じているのです。

15日には、原告である職員宅に、突然、警察が訪れ、任意同行し、事情聴取が朝から夕方まで行われたと聞いています。これは原告本人にとって余りにも過酷な状態であると思うのですが、町長は、どう思われますか。

また、今回の裁判は民事訴訟ではありますが、「窃盗未遂」、しばしば言いますが、これかぎ括弧つきで私は「窃盗未遂」、これが本当かどうかというのは、まだ、わからないわけですから、「窃盗未遂」について、町は、原告本人を視野に入れていたからこそ、警察に通報したのではないのでしょうか、所見を伺います。

私は、ほとんどの公判を傍聴しましたが、町側は、「原告は非常に勤務態度がよく、一生懸命頑張って真面目に仕事をしていました。結果的に貴重な人材を失ってしまった」、ここまで証言しているのです。それならばなおのこと、警察に通報する前に原告本人にも事情を聞くということが、普通の職場では当然のことだと思うのですが、いかがですか。

副町長は、議会への説明の中で、「でき得る限り最大の方法を講じてきたが裁判になってしまった」と言っていました。これはちょっと、意味がわからなかったのですが、争いを避ける、避けたいという意味で言ったのですか。

また、何度も原告側などから、訴訟に入る前に、「裁判については自分たちにとっても町にとっても不幸なことだから、話し合いで解決したい」という申し出があったにもかかわらず、それを何ゆえに町は拒んだのですか。話し合いで解決するべきではなかったのではないのでしょうか。

判決では、「退職を強要したと評価できない」となりましたが、公判での町側の証言で、原告本人を呼び出し、「退職という選択肢もある」と本人に言ったと述べています。これは、15日の思いがけない警察での厳しい事情聴取の翌日の16日であったことから、不安定な精神状態にあった原告本人に退職をさせようという意図があったのではないですか。

また、原告が臨時職員という弱い立場であったことを、町が安易に考えて行動したのではな

いかと推測するのですが、どうですか。

この問題について、町は町民に対し説明の責任があると考えますが、どのような手段で説明するつもりですか。

今後、このようなこじれた解決方法をとるのではなく、患者の利益を守るために、さまざまな方法を講じることと同時に、不幸にして問題が、まだ、事件が起きたと認定されていないわけですが、不幸にして問題が起きた場合でも、十分、町としても必要な調査をして解決に臨むべきと考えますが、いかがでしょうか。

先ほどの町長の行政報告の中でも、ある意味、反省をしているというようなお言葉もありましたけれども、そういうこととか、あるいは、これは反省するというのは、半年にわたり住民に心配をかけたということについて、反省する面もある、それから、今後、丁寧な対応をしていきたいというような発言もあったのですが、今のと重ね合わせて、ぜひ、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 続きまして、深見議員の「町が被告となった損害賠償裁判を避けることができなかったのか」との質問にお答えをいたします。

冒頭ご理解をいただきたいと存じますが、本件につきましては、8月29日に釧路地方裁判所において一審判決の言い渡しを受けた段階であります。判決が確定しておりませんので、今後に対する影響並びに原告に対する配慮も含め、限定した答弁となりますことを承知おきいただきたいと存じます。

また、本件の訴訟内容は警察への通報の違法性と退職勧奨についての2点であり、刑事事件にかかわる事項については現在も捜査中で、お答えすることは適当でないと判断をしておりますので、あわせてご承知おき願いたいと存じます。

まず、訴訟に至ったことについての所見とのお尋ねであります。双方の主張する事実の相違により、議論が平行線で深まらず訴訟に至ったことは、極めて遺憾であると思います。

時系列的にとしてのご質問のあった事項につきましては、冒頭申し上げましたとおり、今後に対する影響並びに原告に対する配慮も含め、答弁は控えさせていただきたいと存じますが、釧路地裁において、それらの認定事実経過も踏まえ、違法性はないとの判断でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、町民に対する説明責任があるのでは、とのお尋ねであります。議会の場において行政報告をさせていただくのが適切と判断をし、本定例会において行政報告をさせていただいたところであります。

最後に、今後の対応についてのお尋ねであります。行政報告の中でも申し上げましたが、本件につきましては、被害申告をされた方への責任、公の施設としての責任、雇用者としての責任を含め対応したところであり、裁判所により、それらのことは不法行為とはならないとの判断を得たところであります。全てにおいて100%の対応というものはないものと考えており、今後においては誤解や混乱が起きないように、さらに慎重かつ丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 今の最後の言葉、全てにおいて100%の、満点の対応はできない、それは、そのとおりだと思うのですが、今回の場合に限って、どこがまずかったということですか。それは具体的に教えていただけますか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

一般論として、人と人の事件でありますので、お互い100%というのはあり得ないというのが、私の基本的な考えでありますので、そういった意味で申し上げました。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 判決後2週間経っていませんから、また、これからどうなるかということがはっきりしないので、控えたいということですから、それは、もし、そうであれば、町長が言っているのはそのことなのか、それとも、警察のほうの対応の年数のことを言っているのか、よくわかりませんが、この問題について言えば、例えば、警察が突然訪れて任意同行した。そのときに、本人は、突然、警察が訪れたということについて、びっくりもするわけなのですが、朝のことですから職員の夫も在宅していて、事情がわからないので警察へ行って、協力してきなさいと言ったということです、送り出したと聞いている。しかし、夫は勤務が終わって家に帰ってきて、本人が帰っていない。それで、びっくりして警察に連絡したら、まだ事情聴取が続いていたと言っています。事実上の取り調べみたいなものですね。迎えに行くと、ようやく帰してくれたのだけれども、思いもしなかった、ほぼ1日の取り調べに等しい事情聴取で、原告は泣きながら出てきたと私は聞いています。こういう実態があるのですよ。これについて、どんな感想をお持ちですか。

それは警察のやったことだから、私たちの関知することではないということではないと思うのですよ。通報したのは、町の責任で通報したわけですから。しかも、こういうことがあり得るということは、十分察知できるわけですから。いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

まず、最初の点でありますけれども、刑事事件が現在捜査中であるということと、民事についても、先ほども申し上げましたけれども、釧路地裁の判決が言い渡された段階でありまして、その後の展開については、どのようになるか承知しておりませんので、そういうことも含めてということでございます。

それから、繰り返しになりますけれども、刑事事件については、コメントするのは適切でないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 4月11日、警察が来て、任意同行していった日から約1年半も経過しているわけですよ。何事もないわけですよ。窃盗未遂と書いてありますけれども、実害もないわけですよ。これは皆さんも認めていることですよ、町自体も。窃盗未遂が実害であるかといったら、それは、そうとらざるを得ないのですけれども、なのに、まだ、係争中であるので答えられないということではなくて、私が本日提案したテーマというのは、こういうようなことが、また、これに似たようなことが起きたら、本人に事情聴取もしないで、すぐ警察に通

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

報するののかということなのです。そういうことではなくて、もっと事情をしっかりとつかまえた上で、通報するかどうかの判断をするということがあって、しかるべきでないか。本人に内緒で、本人は何日か後に職場に出ていった。そのときには多くの人知っている。うわさが出ている。これは町側としても、うわさも出ていることだから、という話もしているはずなのです。うわさも出ているから退職という選択肢もあり得ますよ、というようなことを言ったということなわけでしょ。だから、それも僕は余りにも乱暴な話だと。11日にそれがあって、13日に実見分があって、16日には、もう即、退職という言葉を出している。こんなやり方がまかり通るとすれば、健全な職場というか、働きやすい職場というふうには言えないと思うのですが。その点はどうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、刑事事件については、被害者から被害申告が出されました。

その前に被害申告があったということで、病院のほうから警察のほうに連絡をいたしました。

それにつきましては、それ以前に現金紛失事件があったということで、警察のほうから、何かあった場合は連絡をください、というぐあいに指示をされていたわけでありますので、それについても、それから退職という言葉を使ったということに関しても、判決では違法性はないというぐあいになっておりますので、ぜひ、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 判決は判決として、それは粛々として受けとめなければいけないと思います。

私が言っているのは、標茶町が統括する職場の中で、働きやすい環境、これをどうつくるのかという問題について、今回は、若干、間違っただのではないのかということを行っているわけです。だって、公判では、こう証言しているのですよ。これは裁判長さんの質問だったと思うのですが、「その時点で病院としてこうしてほしいということは聞きませんでした、では、窃盗未遂として訴えた患者さんが、その時点で警察に届けてほしいという話もなかったということですか」と言ったことに対して、証言された方は、「はい」と言っているのですよ。だから、警察に届けてほしいという話もなかったのに、警察に届けたわけでしょ。これは、余りにも乱暴ではないのですか、ということを知っているのです。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時19分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 町長、行政報告の中で、いろんな面で反省すべき点もあったというようなことをおっしゃいましたよね。私もそう思うのですけれども、今の、先ほどの休憩中の発言の中でも、事件があったともなかったとも役場は言っていないと。一貫してそうでしたよね。この人が犯人だとか、犯人でないとか、特定なんか役場はしていませんよと。これは大きな矛

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

盾なのです。その日の勤務のその時間帯にその人しかいなかったわけでしょ。そうしたら、誰が見たって、客観的に見たって特定、誰がそこにいたかということ特定して警察に通報しているわけですよ。そうではないですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何度も刑事事件については、お答えできないということを申し上げていきますけれども、それでも、なおかつ、という質問でありますので申し上げますけれども、被疑者を特定されたのは、これは被害者の方であります。そのことを警察が事情聴取をして、いろいろな実況見分等々をして、警察として捜査に着手したということでございます。それ以上の警察の判断について、コメントする立場にはないということを繰り返し申し上げているわけでございますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それでは、議会としての町民に対する説明責任ができないのですよ。

裁判が起きたことはもう公表されていますよね。起きたときと、それから結論が出たときと。そして、多くの町民の方や職場の方が、これは誰であるかということ、もう、特定しているわけですよ。そんなことは、もう、役場の職員はみんな知っているわけでしょ。それなのに、犯人であるか、ないかということは特定できない、なぜならば刑事事件で係争中であるから、役場が特定するということは難しいと。しかし、状況はそうではないでしょ、と言っているのですよ。もう、この人しかいないという状況の中で話が進められて、警察に通報したということなのですよ。町側の証言の中でも、さっき僕、質問の中で言いましたけれども、本当に立派な人だと、誠実で真面目で、貴重な人材を失った、とまで言っているのですよ。これ、何で特定できないのですか。おかしいではないですか。

刑事事件での特定、刑事事件での白黒はわかりませんが、病院のとった態度として、その証言の中では、はっきりと誰という感じで答えているのですよ。だからこれ、もう、当たり前前の事実として、誰もが知っていることになっているのではないですか。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時24分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） これは町長も副町長もよく聞いていただきたいのですけれども、これ以上何をすればいいのかという言葉は、ないでしょう、原告側が受けたダメージというのを、聞いていますか。それはどうですか、今、どんな状態であるかというのは。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 存じ上げていません。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 原告側は、もちろんこの1年半、相当裁判にお金も使ったし、それから大変な、何回も釧路に通うという苦勞もしましたけれども、同時に、この職員は、原告の職

員は職場をやめているわけですよね。通常であれば、標茶の臨時でありますけれども、職員として勤めている。それから、その旦那さんは、ちらっと聞いたのですが、ひょっとしたら標茶町をご夫婦で去るかもしれない、というような状況になっている。町の役場がそういう事態を引き起こしていいのか。その前に未然にそれを防ぐために話し合いを、まず、事情を聞いて、それから町が判断するということが、なぜできなかったのか。それは、その本人たちだけではなくて、本人のお父さんも行かれたのに、追い返したという話でしょ。追い返したという表現は正しいかどうかわからないけれども、だめだ、ということで帰した。4月に起きて、裁判、訴えたのは10月ですよ。そうすると、その間、必死になって裁判沙汰は何とか起こしたくない。もっと大変な話もありますけれども、それは個人情報にもなることですから控えますけれども、何とか裁判を避けたいということで努力したけれども、それを受け付けなかった。

こういうことをこれからも続けるのですか、ということを知っているのですよ。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、町民から被害届が出され、警察もそれなりの理由があって捜査が始まっている事件であります。事実認識に差があって、残念ながら捜査に至ったと、先ほどお答えをいたしました。

原告の弁護人の方から、「原告が無実である旨を職場内に周知していただき、速やかに原告の名誉を回復した上で職場復帰を実現いただくことをお願いします。」と連絡がありまして、この時点において私ども、何度も申し上げますけれども、このことを町で認めるということに対しましては、認められないということをお願いしたわけです。それが不幸にして裁判という形になったということですので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それは理解できないのです。今回の問題について、最後のほうに書きましたけれども、患者さんからそういう訴えがあったら、その訴えがどういう内容、性質のものであっても、すぐ警察に通報するのですか。そのことを知っているのですよ。そうであってはならない。自分たちが雇った職員なわけでしょ。雇った側の責任もあるわけですから、まず事情をその方からしっかり聞く、その上に立って警察に通報するというのが普通の職場のありようではないですか。それはどうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、議員のご意見はご意見として、私どもとしては、公の施設である町立病院というものを預かっていて、なおかつ、町民であります被害者の方からそういう申告があった場合に、最善の策として、それからまた、今般に関して言いますと、それ以前に現金の紛失事件が何回もあったというような状況等から、警察に報告するのが妥当という判断をしたということですので、そのことについて間違っているということは、これは司法の場において問題ないということで、何回も繰り返しになりますけれども、なっておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 町長笑いながら言うけれども、私は事態を深刻だと思うのですよ。原

告の側の人たちの親族を含めて、大変な目に遭っている。

私、たくさん原稿を書いてきたのだけれども、三つぐらいしか答えていないのですよ。無視されたというか。大変残念なのですけれども。

もう一度言いますけれども、患者の利益を守るためにさまざまな方法を講じるのは当然ですが、けれども、これは警察に通報して全てを解決するようなやり方ではなくて、まず、院内、さまざまな、今までも努力をしてきたでしょ。事件が13だか何ぼかあったというような話も聞きましたし、それでも一生懸命努力してきたと思うのですが、そのときの解決の仕方として、本当に職員の話をしっかり聞いて、その上に立って警察に通報する。事情をよく知ってから通報するということが筋ではないのですか。これがこのまま、まかり通ったら、僕は職員の気持ちというのは落ちつかないと思うのです。それは住民サービスにも影響してくると思うのです。そのことをすごく心配しているのです。その点ではどうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） まず、私、先ほどの深見議員の言葉で、笑っているということではないので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

それから、無視されているとか、何か私どものお答えが非常に不誠実のように一方的に主張をされても、何回も申し上げておりますけれども、今回の事件は、町民である被害者の方が被疑者を特定して被害申告をされたわけです。それ以前の現金の紛失事件とは違うわけです。現金の紛失事件に関しても、ほとんど、1件は何かちょっと特殊な例らしいのですけれども、警察に被害届を出しております。

だから、公の施設でそういう事件があった場合に、管理者としてどういうことをやるのか。

議員のお考えは、まず、その被疑者と目された人の事情を聞けとおっしゃいますけれども、それが本当にどうなのか、ということに関しては、必ずしもそうだなという話にはならないと思います。そこをずっと申し上げているわけで、そのことについて言うと、これ以上いろいろお話をさせていただいても、基本的なところが違いますので、ぜひ、この辺でご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それでは最後に、もうこれ以上進展しないと思いますので、最後になりますけれども、私は、信頼し合えるような職場づくりというのは、職場の上司の方も本当に真面目で熱心な勤務ぶりでありましたと、だからショックを受けています、というような話を証言されていましたが、そういう信頼できる職場づくりが双方に。そういうことを構築していくということが、やっぱり、今度の事件の中でも、裁判の問題の中でも、かいま見えたのでないかなと思うのです。そういう意味では、町側としても反省すべき点はあったのではないかなと思うのですけれども、それを全面的に否定されましたから、それは私がどういう質問してもそうはならないと思うのですが、先ほども言いましたように、患者さんからお話があった時点で、患者さんのほうから警察に届けてほしいという話はなかったにもかかわらず、全体を統括して、総合的に鑑みて、警察に届けましたという答えだったのですが、私は、私個人の考えですよ、こういう手法でやっていくと、それは職場の信頼、職員同士の信頼感を含めて、本当にいい職場づくりにならないのではないかな、ということをおもうのです。すごく思うのです。

それで、町長に最後、伺っておきたいのですが、町としては、今回の問題について、一切反



## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

省する点はなかったのか、それから、改善すべき点とありますか、こういう事案が起きたときに改善すべき点は全く考えていないのか、そのことだけ伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

どうも議員が全面的に否定とか、そういうことを一方的に主張されますけれども、何度もお答えをしておりますけれども、人間の対応で100%正しいことはあり得ないと、最初に申し上げました。

これからの対応等につきましても、今回の事件を一つの教訓といたしますか、そういうことにして、できるだけ町民の皆さんに信頼を受け、なおかつ、職員が働きやすい職場づくりにこれからのいろいろ取り組んでまいりたいとそうように考えております。

ただ、何回も申し上げますけれども、今回のことに関しては、私どもが判断できるところとそうでないところがあるということを、ぜひ、ご理解いただきたいということを申し上げているわけです。そういった意味で、100%正しいとか正しくないとか、全面的に否定されるとか、そうではなくて、何回も申し上げますけれども、議員は事件がなかったという前提でいろいろな質問をされています。私どもは、そのことに関しては断定できないという前提でお答えをしているわけです。そこは、どうしてもずれるわけですから、それに対して全面否定されると言われても、これは、いたし方がないと考えています。ですから、こういった点を反省しなければいけないか等々につきましては、最終判断が下された段階で、いろいろ検証して、職場一丸となって住民に信頼される病院づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） これで終わると言ったのに、済みません。

最終判断の時期だけ教えてほしいのですが、最終判断が下されるというのは、どういうことですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、現時点においては刑事事件の結論が出ていません。民事事件についても、釧路地裁の第1審の判決が下った段階であります。これが、いつ終わるのかについても、私どもは、どうなるかわかりませんので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 私は、今までの質問と町長との議論の中で、今回の問題については、やっぱり承服できないということを最後に述べて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番・深見君の一般質問を終了します。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは、「大災害時における地域連携の確立を」ということで一つ質問させていただきます。

去る9月1日防災の日に、標茶町でも農業者トレーニングセンターにおいて、総合防災訓練が行われております。多くの町民がこの日の訓練をもとに、災害時に備えていることと思いま

す。

この防災の日には、全国43都道府県、133万人が訓練を予定されていたと伝え聞いております。政府は、この日、南海トラフ巨大地震を想定した総合訓練を行っております。近年の人知を超えた大災害に対する国民の防災意識の高さが見てとれます。

標茶町においては、8件の防災協定が締結され、災害時の復旧に迅速に対処できるよう対応しているところであります。

その中で、昨年9月には、大規模災害を想定し、釧路管内8市町村間で防災協定が締結されております。昨年の新聞報道では、平常時の共同訓練や災害時の人的応援、資機材、生活物資、避難場所の提供などソフト、ハード両面で、災害対策を進めるために連携会議を発足予定と報道されておりました。

釧路管内では、8市町村中5市町が太平洋沿岸の自治体で、さきに報道された最大31メートルの津波が来た場合、甚大な被害が容易に予想されます。場合によっては、備蓄施設の分散、集約なども大きな課題となるのではないかと考えております。

8市町村間での防災協定において、現在、具体的にどのような協議が進められているのか、町長に伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・長尾議員の「大災害時における地域連携の確立を」とのご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、8市町村間の防災協定締結は、昨年9月24日、釧路総合振興局長を立会人として、平時及び災害時における締結市町村協力のもと、災害対策の強化並びに災害発生時の迅速な応急活動実施による被害の軽減と被害者援護を図ることを目的に協定を結んだものであります。

同時に、協定内容推進のために設置をされました「釧路管内地震・津波防災対策連携会議」により、内容が検討されているところであります。

協定締結以降、連携会議は3回開催され、現在は、北海道防災計画に基づく地域防災備蓄整備方針の策定に向けた検討と広域支援体制の検討について話題提供されましたが、具体的内容の提起は今後の対応と考えております。

本町の基本的な考え方として、住民が安心して安全な暮らしを確保できるよう、町独自の避難所備蓄整備等の年次的な整備はもちろん、今後、連携会議において具体的提起があった場合、協定締結市町村と連携を図り、本町が担うべき任務の実施に向け、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 町長にお答えいただきまして、会議が3回ほど行われているということでしたけれども、私の質問内容のほうでも太平洋沿岸沿いの市町村とどういうふうに支援していくのかという趣旨も含まれておりますけれども、実はそれだけではなくて、例えば内陸の災害です。一つのケースとして冬場の暴風雪、そういったときに標茶町の一部の地域が孤立してしまったり、あるいは、そういったときにどういうふうに地域住民を助けるか、そういったことも含めて、今後、話し合いが進められていくのではないかなと感じております。

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

備蓄整備について議論がなされているということでしたけれども、そういったものは、ある程度大がかりなものになるのではないかと思うのですけれども、予算等も含めて道にかけ合ったりといった、いきさつはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

具体的な内容等について、ただいま、ご提言ありました、例えば、冬場の暴風雪対策等々、これは、ことしの冬に非常に大きな問題になりました。そういったときに、どのような形になるか等々については、まだ、具体的に検討は開始されておりません。今後の対応になるかと思えます。

何といっても全体の話し合いの中では、津波対策ということを最優先させなければいけない。それに比較しますと、内陸というのは、これは雰囲気として、どうしても津波対策を優先するというに、ならざるを得ないということも、ぜひ、ご理解をいただきたいと思えます。

備蓄等につきましては、これは道の事業も使いながら、着実に進めてまいっております。特に避難所という想定しているところに対する冬期間等も含めた発電機等々、冬場のストーブ等々につきましては計画的に進めてまいっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

もし、詳細につきましては、というご質問であれば、担当課長のほうからお答えをいたします。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

備蓄整備方針については、今後、その会の中で協議していくということで、さきの会議で確認をされたところでございます。

議員のご質問の中の、道の備蓄に係る予算等につきましては、道の地域づくり総合交付金、道の単独事業でありますけれども、このメニューの中、に防災対策関連事業ということで新たに追加されたところでございます。先ほど町長も申し上げたとおり、これを活用しながら、本町の発電機導入も今年度計画し、今、進めている段階でございます。それから、ハードの分とソフトの分も含めて、それぞれメニューがございますので、こういった部分を活用しながら、地域の防災対策を図っていきたくと思っております。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 質問は終わらせていただきますが、9月1日の標茶町の総合防災訓練に地域会、町内会として参加された多くの町民の方々の防災意識の高さに敬意を表して、質問を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番・長尾君の一般質問を終了します。

次に、1番・松下君。

○1番（松下哲也君）（発言席） 私からは、「地域コミュニティと公民館活動について」というテーマで教育長に質問させていただきます。

標茶町の公民館設置条例第1条、朗読いたしますけれども、第1条には、「住民のために実生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する目的のため、社会教育法の規定に基づき、標茶町公民館を設置する」と、そのようにうたわれております。そういう中で、現在6カ所に公民館が設置されており、中央公民館、磯分内公民館には各分館も設置され

ております。

また、条例施行規則第2条で対象区域が定められておりますけれども、5カ所の各地域の公民館というのは、それぞれの地区一円を対象区域として示しておりますし、その中で中央公民館は他の公民館対象区域以外の区域と、定められております。当然、市街地、市街周辺、弥栄、オソベツ・沼幌・久著呂地区であると認識しております。

特に周辺の地域、それぞれ小学校、中学校が設置されており、地域住民のよりどころとして地域コミュニティの形成に大きな役割を小学校、中学校というものが果たしてきたと、そういう認識をしておりますし、その学校も、弥栄小学校が閉校され、磯分内中学校が昨年閉校され、来春には中御卒別小学校が閉校されます。先ほど教育長より行政報告がありましたけれども、久著路中央小学校が26年度末をもって閉校するという事をお聞きいたしました。このように、学校の存続が非常に厳しいという中で、それぞれの地域における社会教育だとか生涯学習だとか、今まで学校が果たしてきた役割というものを見ていきますと、今後、それにとってかわる公民館の果たす役割というのは、非常に重要であるかなと私は考えております。

その中で、特に中央公民館エリアの中の周辺地域ということで重点を置きますと、この各地区公民館が設置されている地域と同様な、ここで「公平」とありますけれども、公平に行政サービスは行われていると認識はいたしますけれども、それ以上の地域周辺に対するサービスの提供ということで、以下3点にまとめましたので、伺っていききたいと思います。

1番目に、「中央公民館周辺エリアに対する地域コミュニティの形成と公民館活動に対する考えについて」ということで、ちょっと大きいのですが、この点につきましてお伺いいたします。

2番目に、「中央公民館として、事業要望の取りまとめ、年度当初に各地域会の総会等の中で、中央公民館ではこういうことを、皆さんからのご希望がないですか、というような取りまとめ、また、アンケートをとっていくことはできないか。」

3番目に、「運営委員というものは5名以内と規定されております。その中でも中央公民館も5名、磯分内は3名、虹別3名、阿歴内5名、塘路3名、茶安別5名というように運営委員が決められておりますけれども、そういう地区の公民館から比較いたしまして、中央公民館の運営委員は、ちょっと少ない、エリア的なものから考えていくと、増枠してもいいのではないかと考えますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 1番・松下議員の「地域コミュニティと公民館活動について」のお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目の中央公民館周辺エリアに対する地域コミュニティの形成と公民館活動に対する考え方についてですが、地域コミュニティは地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどにかかわり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいは、そのような住民の集団と言われておりますが、その中で公民館の果たす役割は、コミュニティの形成の一要因として多様な学習機会の提供や地域活動の支援に努めるものと考えております。

2点目の「中央公民館として事業要望の取りまとめ、または、アンケートをとることができないか」についてですが、本町は標茶、磯分内、虹別、茶安別、塘路、阿歴内の6カ所に公民

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

館を設置しており、公民館事業の実施に当たっては、それぞれの公民館に3名から5名の公民館運営委員を置いて、事業の企画立案及び反省評価、さらには、事業への参画、周知宣伝等を任務として公民館活動をサポートしていただいておりますので、議員ご指摘の事業要望の取りまとめやアンケートの実施については、公民館運営委員の意見もお聞きしながら、検討していきたいと考えております。

3点目の「運営委員は5名以内となっているが、広範囲な区域とする中央公民館では増枠が必要と考えるのがいかがか」についてですが、現在の中央公民館運営委員の地区構成については、標茶市街に3名、久著呂地域1名、上御卒別地域1名の5名となっておりますが、運営委員の任務でもあります事業の企画立案及び反省評価、さらには事業への参画、周知宣伝などを担っていただく中で、これまでも補完されていると認識しておりますが、今後も地域の情報把握や地域の要望等があれば、積極的に地域に出向いて出前講座等を展開していきたいと考えておりますし、地域の集会などにお伺いして事業のPRや要望等の聞き取りに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 予想された答弁だったのですけれども、正直申しまして、地区公民館の、ここに本日配付されました教育委員会の行政報告書の中にも、それぞれの中央公民館を初めとして各地域の公民館の活動内容が掲載されております。

そういう中で、特に過去から公民館が設置されていない地域、学校があったということからいきますと、標茶の御・久・沼地区と弥栄地区というのは過去から公民館が設置されていなかった中で、地域に公民館がある地区と比較いたしまして、公民館に対する意識というものがあるのか、思い入れがどうなのか、我々の公民館は中央公民館であるという意識が強いのか、あるのか、私は非常に疑問を感じております。それが特に御・久・沼地区におきましては小規模な学校が設置されていたということでは、また、これも特異な地域であるかなと思っておりますけれども、その学校が、それぞれ25年度末、26年度末に閉校になった時点では、この地域のよりどころというのが、どうなっていくのかな、ということ非常に心配するわけなのです。

その中では、先ほどアンケートと申しましたけれども、事業要望の取りまとめ、確かに公民館運営委員が役割を担うのは、もちろん当たり前のことでありますが、それよりも、中央公民館には、もう一步踏み込んでいただきたい。

特に、学校が閉校になった所には、過去には出前公民館といいますか、出前講座などが開催されていたという話も聞いてはおりますけれども、今、実際にそういうことが開催されているかといったら、これは、また、首をかしげざるを得ない。そういうことで、地域住民も世代交代してきておりますので、公民館事業に対する「きっかけづくり」ということで、各地域にもう一度そういう意識を持っていただくために、その「きっかけづくり」をやっていただきたい。そういうことで、アンケートということをお願いしたのでございます。

どのようにお考えいただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

3点目のご質問と重なりますけれども、これまでも、特に女性を対象とした公民館事業、弥

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

栄、それから御・久・沼地域を対象として各種出前講座、研修会を実施しているところでありまして、過去5年間で申し上げますと、14事業実施しております、参加者の数も延べであります、218名ほど参加いただいているところであります。

現在、取り組んでおりますのは、公民館が一方的に企画するのではなくて、地域から自発的に取り組みたい活動を吸い上げるという、こういった面が重要でないかなと考えております、

そのためにも情報伝達や意見、要望の吸い上げと各地域の各世代、そういった方々への働きかけを図るためのパイプ役的な人材を、現在、聞き取り調査しながら、そのネットワークの整備を進めているということでございまして、確かに、過去からもいろいろと御・久・沼方面につきましても、公民館の設置について、私どもはそのとき担当をしていないのですけれども、そういう議論はあったと伺っております、なかなか、それが実現されないで今日来ています。

ただし、中央公民館エリアとして、中央公民館に正職員2名がおりますし、非常勤もおります、体制的には、ほかの公民館から見ますとエリアに対応できる状態だと考えておまして、先ほど議員からお話がありましたが、我々もかなり仕掛けてはいつているのですが、受け皿として振興会の中で、そういう組織的な部分とか、なかなか連携できる状態になかったのかなと思います、これからはそういったことも、いろんな世代の方々のネットワークをつくりながら、ぜひ、活発な公民館活動を展開できるように、地域の中からも要望をいただき、相互に連携しながら公民館事業を展開していく努力を積極的にしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 今、教育長のほうから、仕掛けること、また仕掛けられるといひますか、社会教育というものは、当然、みずから学ぼうという気持ちがない限り、また、地域からこういうことをやってほしいということがない限り、なかなか進んでいかない。また、公民館のは、そういう地域住民の意識を、こういうことをやっていますよ、という情報提供をして、その地域の住民の意識を変えていくということも、また、必要だなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

これから先、特に西部というところは、外部からの移住者、それぞれの地区に移住者も来て定住しておりますし、また、新規就農という形でそれぞれ地域に来ております。また、法人もこれから新たな経営を展開していくということで、本当に外部から来る方が多い地域でもあるということで、そういう方たちがこれからもその地域に、また、我々もその地域に住み続けていきたいという、そういう環境づくりが、絶対必要なことでもありますので、ご努力を願えればと思っております。

質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で1番・松下君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後12時 5分

再開 午後 1時15分

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

### ◎報告第6号・第7号

○議長（平川昌昭君） 日程第6、報告第6号・第7号を一括議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）（登壇） 報告第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成25年4月13日に発生した事故でございます。

多和育成牧場の上オソベツ団地から多和基地へ帰路の途中、町道磯分内中オソベツ線の標茶町字熊牛原野18線西10番地付近で、電柱、電線及び光ケーブルを損傷したもので、相手方との示談が成立し、同日付で専決処分したところです。

なお、安全運行につきましては、引き続きより一層の徹底を図り、再発防止に万全を期したいと思っております。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第6号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

次ページに移ります。

専決処分書（写）

平成25年4月13日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 55万3,507円

2 相手方、川上郡弟子屈町朝日1丁目7番11号、北海道電力(株)弟子屈営業所、登坂浩道。

次に議案説明資料により補足説明いたします。

議案説明資料の1ページをお開き下さい。

発生の状況ですが、当該事故は、上オソベツ団地からセルフクレーン車にバックホーを積載し多和基地へ帰路の途中、町道磯分内中オソベツ線の標茶町字熊牛原野18線西10番地付近で、バックホーのアームが格納不足のため、道路横断している光ケーブルのワイヤーに接触し、ほくでん電柱3本、電線及び釧路開発建設部河川事務所所管の光ケーブルを損傷したものです。

損害の賠償額 55万3,507円、詳細は、コンクリート柱3本と高压電線の復旧費用となっております。

過失割合は、町側の100、相手方がゼロで、専決処分の日は、6月20日であります。

以上で、報告第6号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

次に、報告第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

提案趣旨につきましては、報告第6号と同様ですので、省略させていただきます。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第7号、専決処分した事件の承認について

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

次ページに移ります。

専決処分書（写）、平成25年4月13日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 256万2,000円

2 相手方、釧路郡釧路町若葉1丁目28番地3 釧路開発建設部 釧路河川事務所長 小池俊夫。

次に議案説明資料により補足説明致します。

1 ページ下段、報告第7号資料をお開きください。

発生の状況につきましては、報告第6号と同様ですので省略させていただきます。

損害の賠償額 256万2,000円、内容は、損傷した光ファイバーケーブルの復旧費用となっております。

詳細は、河川管理の水位系など災害対応にも必要なテレメーターとして常時使用しているものであり仮復旧が必要となります。

損傷したケーブルは特殊なケーブルで在庫が無なく、河川事務所所有のケーブルで仮復旧しました。費用は、76万6,500円で、仮ケーブルの敷設543.2メートルとメーター器等の調整です。

本復旧費用は、179万5,500円で、ケーブル敷設543.2メートルとメーター機器への接続調整を行い、完全復旧したものです。

過失割合は、町側の100、相手方がゼロで、専決処分の日は、8月23日であります。

以上で、報告第7号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

質疑は、報告ごとに行います。

最初に、報告第6号から行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 報告6も7も共通する質問になりますが、この損害賠償の金額の財源は保険だと理解しているわけですが、全額保険対応ということではよろしいんですか。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 8番・館田議員の質問でございますが、2社に対する復旧費用の金額につきましては、全額保険の対応となっております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 一括ですから、本当はだめかもわからないけれども、保険対応となったときに、一旦、保険を使ったら、次回の保険というのは、金額が相当上がるものなのですか。我々の保険だと事故起きないと、どんどん安くなって、事故を起こしたら元に戻るようになるのですけれども、町側の保険はどうなのでしょう。どういう内容になっているのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。



## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

町が現在加入しております保険につきましては、相当数、何十件も年間あるという事故ではございませんので、ここでは、はっきりとしたことを、お伝えできないのですけれども、今までのことを報告させていただきますと、事故後、保険料が上がったということはない、ということなので、今回についても、上がるという話は保険会社から聞いてございません。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 確認をしておきますけれども、そうすると町の場合は保険対応しても事故が起きて掛金が高くなったりはしない、常時同じですよ、という理解でいいのですか。掛金が上がったり下がったりはしないんですね。今のところなのですか。今日のところなのですか。その辺をはっきりして下さい。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

通常の事故等で保険を使用したとしますと、上がることは聞いてございませんが、もし、大きな事故等が続きますと、その内容にもよると思います。過失が多いとなると、はっきりしたことは分かりませんが、今のところ上がらないと思っております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 課長、それで答弁いいけれども、後から調べて、協議して答えを出して。そういうことでいいですよ。ちょっと曖昧なところがあるから、よく調べて報告して下さい。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） いま、報告6と7で予算が計上されましたが、春先に起きた事故であって、議員の皆様から意見が出され、町の職員の綱紀肅正というのか、そういう意識が少し薄れているのではないのか、というような意見も出されまして、その後、町側としても当事者たちには、それなりに口頭等で注意をしていると思っておりますが、再度、これを見ると本当に単純な事故なのですよ、どう考えても。これで300万円出ていくわけですから、今後の職員の意識について、どのように行っていくのか、今後こういうことのないようにしていくための努力を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 事故対応総体についての質問だと思われるので、私からお答えさせていただきます。

今般の事故につきましては、まさしく単純ミスといえますか、そういうかたちでの注意の欠落だったと思っております。これについては、再発防止を中心に考えなければならないところですが、まずひとつは、前回もお話ししましたが、安全規定の見直しをしながらその事故原因を確認、そして再発防止という策をとっております。また、オペレーターにつきましても、それぞれ安全作業ができるようなかたちを進めているところでございます。

また、朝礼時、場長若しくは、係長が立会のもと、安全作業の確認をし、特殊な作業については、特化しながら指導を行っているところであります。職場全体にあたりましては、定期の連絡会議、課長等会議のなかで、常に注意を喚起しておりますし、現業部門にありまし

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

では、月に一回安全講習会を実施するなど、行っているところであります。これにつきましては、再発防止に全力を挙げることが、必要であると判断しておりますので、引き続き注意喚起、指導、状況確認等を、努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

以上で、報告第6号の質疑は終了いたしました。

次に、報告第7号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

以上で、報告第7号の質疑は終了いたしました。

以上で、報告第6号・第7号の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、採決を行います。

採決は報告ごとに行います。

最初に、報告第6号について採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は、承認されました。

次に、報告第7号について採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は、承認されました。

### ◎報告第8号

○議長（平川昌昭君） 日程第7、報告第8号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本件につきましては、本町が出資しております「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

この経営状況説明書につきましては、本年6月24日に開催されました第35期定時株主総会において承認され、本町に対し報告がありました資料に基づくものであります。

概要につきましては、売上収入等が1億571万7,617円で、仕入れや一般管理費などの支出を差し引いた当期純利益は7万5,337円と11期続けての黒字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第8号、株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出するものです。

次ページをお開き下さい。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書

第35期事業年度営業報告及び決算

第35期は、東日本大震災から1年が経過したものの、被災地では未だ30万人以上が避難生活を強いられ復興とは程遠い状況にあり、道内の観光、経済にも明るい兆しが見られないままのスタートとなりました。

加えて昨年来からの原油の高騰に更に拍車がかかり、灯油に至っては、最も需要が増加する冬場に10単価100円超となる異常事態で、一般家庭の台所を直撃してまいりました。

その結果、燃料高騰の影響をまともに受け、道内客の宿泊及び日帰り宴会利用については、減少傾向が顕著でありましたが、被災地を除く道外（遠方）からの宿泊客数はインターネットによる予約が好調なこともあり、僅かながらも増加傾向となりました。

利用状況については、宿泊は前年対比17.6%増の4,874人、対して一般入浴客は1%減の4万9,173人、その他主なものとしては日帰り宴会で6%減、弁当・オードブル等の仕出しにつきましては4.45%増、野外バーベキューが4%減などとなりました。

総売上高は前年と比し0.6%の減収となり、経常損益としては売上原価を3.15%圧縮できたものの、一般管理費では0.69%の増加となるなど依然厳しい経営状況ではありますが、前期並みの利益を確保し11期連続で黒字決算とすることができました。

被災地の復興が思うように進まない現状で、国民が期待するいわゆるアベノミクスが道内経済にまで波及するのことも微妙な情勢であり、TPPの交渉参加によっては北海道では更に景気が後退するとの報道もされており、厳しい状況には変わりはないとの認識のもと、ホームページのリニューアルなどインターネットをより一層活用し、情報収集に努めながら売上向上を目指し、健全な経営環境の構築に努めてまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます、第35期の事業報告といたします。

7ページの1. 会議関係、2. 監査の状況、3. 株式の状況、4. 公社役員の状況、5. 従業員の状況は、記載のとおりでございますので説明を省略をさせていただきます。

8ページをお開き下さい。

6. 決算状況、貸借対照表であります。

資産の部、流動資産は、現金・預金から前払費用までで694万1,137円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で397万1,152円であります。資産の部合計は1,091万2,289円であります。

負債の部、流動負債は、買掛金から未払法人税等までで698万4,539円で、負債の部合計も

同額でございます。

純資産の部、株主資本は、資本金に利益剰余金を加えた392万7,750円で、繰越利益剰余金につきましては、前期より若干減少し、累積赤字としてマイナス2,607万2,250円となっております。純資産の部合計は392万7,750円で、負債・純資産の部合計は1,091万2,289円であります。

次に9ページ、損益計算書であります。

費用の部、売上原価は2,569万4,218円、販売費及び一般管理費は7,933万9,955円、営業外費用は24万円、特別損失は36万8,107円で、当期純利益につきましては7万5,337円となっております。

収益の部、売上高は1億512万9,720円、売上総利益は7,943万5,502円で、営業利益は9万5,547円となっております。営業外収益は58万7,897円、経常利益は44万3,444円で、収益の部、費用の部の合計は1億571万7,617円であります。

次ページをお開き下さい。

販売費及び一般管理費であります。

科目であります旅費から雑費までの合計で7,933万9,955円となっております。

次に11ページ、7. 利用状況であります。

日帰りの合計は4万9,173人で、対前年比で351人の減、宿泊の合計は4,874人で、対前年比で731人の増でございます。宿泊利用の比率につきましては、本町以外の道内で50.12%、道外で38.59%となっております。

12ページをお開き下さい。

第36期事業年度営業計画であります。

総括として、急激な円安により日本経済は大手自動車産業が大幅に利益を伸ばしている一方で、家電メーカー各社は地デジ移行終了後、業績が悪化しているという両極端な状況であり、特に中小企業においては売上が軒並み頭打ちの状態で、労働者の年収も右肩下がりが良くても横ばいを推移する中、ここ数年続いている原油価格の高騰の影響もあり、個人消費が落ち込む一方の状況で売上の減少をいかに打開するかが最大のテーマになります。

オープンから35年が経過し施設の老朽化は進んでおり、時代の移り変わりの中で近隣の類似施設が撤退して行く中、的確な経営判断が求められております。営業推進対策（戦略）として、宿泊利用では前期より週末や年末年始、ゴールデンウィークの割増料金を撤廃したことが一定の成果を上げたことから、継続して実施することで同業他社との差別化を図り、一人でも多く集客することで採算性を高めるよう努めてまいります。

また、宿泊と日帰りの利用がその期によって反比例することから、『源泉掛け流し温泉』を最大のセールスポイントとしてピーアールを行い、宴会などで好評を博している料理について更なる工夫を凝らしながら宿泊と日帰りの両面での集客に努めてまいります。また、健全な経営環境への取り組みとして、徹底したコストダウンが不可欠になりますが、「諸経費を一元でも安く」の意識で利益創出に取り組んでまいります。

なによりも社員一人一人が企業人としての自覚を高め、自分自身が誇りと思える仕事をする事で、町民はもとより多くのお客様に愛される施設となるよう邁進していくことを基本方針とします。

次に、重点事項であります。社員全員が『おもてなしの心』を基本テーマとし

- 1、施設の老朽化を感じさせない「快適なサービス」の提供
  - 2、これまでのお客様を大事にしつつ、ホームページを充実させ、インターネットを駆使した新規顧客の獲得
  - 3、健全な経営を意識した満足感の得られる料理の提供
  - 4、社員一人ひとりの惜しみないサービスの向上
- の四点としております。

最後に収支計画であります。収入計で1億629万円を見込みまして、支出の部では、材料仕入費、管理費、営業外費用の合計で1億464万3,000円と想定し、第36期の収益として164万7,000円を見込む計画となっております。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今、報告があったわけですが、見る限り、道内道外という人たちが多いわけですが、私も先月、先々月に行ったことがあるわけですが、料理などについては、それなりに評価ができるのかな、という感じはしていました。

しかし、この事業年度営業計画のなかに、施設の老朽化が進んでいるとか、一人でも多く集客するからと言って、その下に諸経費を一円でも安くするとか、こういうことばかりやっていると、老朽化が進んでおりということなのだけでも、二階に上がってみますと畳かなと思って見たら椅子があったのです。テーブルとなっていたのですけれども。

テーブルは高さがちょっと違う、どこかから拾い集めてきたようなテーブルで、下の敷物が、どこか止めたホテルから持ってきて敷いたようなそういう敷物になっているんです。

そして、二階の入り口のところは、床が、ぶよぶよ、しているの、おい、落ちるぞ、落ちるぞ、という話をしながら、そこで会食をしたのですけれども、そういう状況化になっているということは、分かっていることなのか。その辺はどうですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたしますが、建物総体の所有者は町でございますので、根幹に関わる補修の部分につきましては、町の町有施設設備計画のなかで対応したいと考えておりますが、なかにあります備品関係につきましては、会社の所有というかたちになっておりますので、今、ご意見があったということは、会社の方には、お伝えしたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） それでは耐震の問題も当然出てくるだろうと思いますし、いろいろ、これからの運営に関わる問題として、1円でも安くすると言いつつ評判を悪くすることによって、人が来ないということになってくると思いますので、確かに、二階へ上がったときには、畳の上に、古い敷物敷いて、それが、ぶよぶよ、している、上の敷物があるから落ちないのかな、という感じだったので、そういうこともチェックしながら対応していった方がいいのではないのかな、ということなのです。以上です。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 先ほど企画財政課長が申しあげましたように、ここには役員はいませんので、お伝えするかたちになると思いますが、会社の計画のなかでも、おもてなしの心を大切にするというのが基本テーマになっていますので、会社の方でもそれらのおもてなしの心を示す、そして、また、経営状況も確認しながら、それらについての対応することが必要だというご意見だと思いますので、会社の方には、その旨お伝えしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 最後に、今の後藤議員の言ったことが、気になるわけですが、そこが非常に問題かなと、私も思っております。出資上の関係から何点かお聞きをしておきたいなと思のですが、正社員が今期10名、パートが2名の嘱託が1名、その前の年契約職員というのが3名いたのです。パートが3名、嘱託が1名ということです。これは、今でいう契約職員という方々が、非正規職員だとか、よくテレビなどでも報道されますけれども、そういうような関係なのか、契約社員というのはどういう身分の社員なのか、パートはこのとおりパートなんでしょう。これで、正職員が3名増になって、最終的に一般管理費のところでは給与手当、賞与だとか、それから厚生費の関係で、どのような変わり方をしたのか、これが一点お聞きをしておきたいと思います。広告宣伝費も、昨年よりも50万ほど多めにかかっておりますけれども、特にPRをされたんでしょうか。私も町内会を預かっている身として、できるだけ、憩いの家については、取引をさせていただいているわけでありまして、意地悪で質問していると、とらないで、良くなっていくという前提で質問しているわけですから、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

それから、一般管理費のなかで、とくに賃金だとか給与手当との関係から始まって、水道光熱費、備品の関係とか大きくお金が動くわけでありまして、これは経営していく上で非常に気を使うところだと思うのです。経営的に、どんな気の使い方をしてきたのか、そのへんも聞かせていただきたいなと思ひます。売上げも1億5,000万円になってきたわけですが、売上げも低下を、微少ですがしています。この売上高のなかに、過去に雑収入でみていた、たとえば、美しくする会とか清掃関係とか、自販機の関係とか、そういうものも1億5,000万のなかに入っているのではないかと思ひます。それらは、どのくらい占めていますか。

それと気になるのが、雑収入が58万7,000円なのだけど、金額が少ないのですが、前年よりも増えてきている。これはちょっと気になるという気持はもっているのです。

それと、第三セクターに、町のお金が1,000万円行っているわけですが、これは、無利子です。このお金が今年度で何年目になったのか。ぼくも調べてくればいいのですが、何年になったのでしょうか。ある程度の協力は、いいとしても、これがいつまでも続くということになってこないなと思ひます。と言ひますのは、先ほど後藤議員がいったように、これから町のお金でもって、施設を直したにしても、こういう運転資金的で、無利子のお金が出ていくということは、いい加減、考えなければならぬ時期がくるのではないのかなと思ひます。この辺はどう考えているのか、ということでありまひす。

昨年度も申し上げましたけれども、繰越の利益剰余金の△印の2,600万円は、投機利益というか利益を上げて資産を増やす、そうしていかないと消えないお金なのです。利益を上げて、資産を増やしていくお金が、毎年7万円だとか10万円だとかやっていたら、我々が議会をやっているうちは全然だめで、何かしらないけれども袋が下がったままで、ずっと行くということになるわけです。これもどこかの時点で方法としては、無いわけではないと思うのです。投資によって資本を増やしていくか、減資をおこなって、新たな出資を募っていくとか、いろいろあるわけです。うちは、負債があるわけではないから、負債を免除してもらうなんてことはしなくてもいいかも、わからない。そのへんも含めて、考え方を聞いておきたいなと思います。

経理的には専門家がやったのでしょうけれども、昨年度と違って償却費の取扱いもぴったりいっていますし、素晴らしい数字の並べ方だなと思って、みておりました。以上で、私の何点かの質問に、お答えを願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えしたいと存じますが、多岐に渡るご質問ですので、もし、答弁もれがございましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

従業員の状況でございますが、第35期の末では、社員10名、パート2名、嘱託1名の合計13名となっております。昨年状況では、契約社員3名がここに記載されていなかったか、というご質問でございますが、去年は契約社員が3名がございまして、全従業員数は14名でございました。

経営状況も黒字は出しておりますが、若干の黒字ということもございまして、ボーナスも満額にも払っていない状況ということで、会社の方から聞いております。ただ、勤労意欲を高めるために、契約社員を正社員に登用し、1名を減らして13名で頑張っているということで、会社からはご報告いただいております。その結果、一般管理費のなかの人件費はどうなんだ、というご質問でございますが、賃金、給与、手当、従業員賞与合わせまして、第34期では4,035万円ほどでございますが、第35期につきましては3,947万円と若干ながらも人件費を削減できているという状況でございます。正社員が増えているのですが、1名減らして皆さんで頑張っているという状況で、社会的に頑張っている状況でありますということで、支配人からも聞いてございます。広告宣伝費でございます。40数万円ほど増えているのではないかとご指摘でございますが、先ほどの営業報告でも説明させていただきましたが、ホームページのリニューアルということで、これに対する更新費が掛かっておりますし、ネットの活用ということで、じゃらんへの掲載広告料を若干増やしまして、今回は125万円ほどになったという状況でございます。水道光熱費等の管理経費はどう考えているのか、というご質問でございますが、営業計画でもございますように、諸経費を1円でも安くという徹底した意識を職員が共通して持って節約節電、お客様のいないところ見えないところで節電などとして、一般管理費の削減に取り組んでいるということで、ご理解を賜りたいと思います。雑収入でございますが、昨年より増えた部分につきましては、謝礼と寄付金と償却資産の売却益でございます。

累積赤字の解消方法はどうかということですが、確かに累積赤字を抱えている自体はいい方向ではございませんが、営業を続けている状況では、資金ショートというかたちでは

ございませんので、長い目でみて解決するという手法しかとれないという状況でございますが、先ほど議員からご提案ありました、減資をして累積赤字を消してそれから増資すればいいのではないのか、という手法もありますが、一般的にそういう手法をとる場合には会社の信用保障という部分で、信用がなくなるからそういう方法をとるといってございまして、今のところ取引業者さんからも苦情もございませんし、資金ショートもとりあえずおこしていないという状況でございますので、そのような手法としては、考えているという報告を受けてはございません。これに関連して、第三セクターの貸付金でございますが、予算上は1,000万円確保されております。貸付条例の施行規則が平成14年12月になっておりますので、多分で申しわけございませんが、14年から貸付がされていたのではないのかと思われる状況でございます。

今年度に限って申しますと、1,000万円の予算上でございますが、900万円を観光開発公社に貸付けてる状況でございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・舘田君。

○8番（舘田賢治君） 雑収入のところですが、お答えになったのは58万7,750円のところの雑収入のことをお答えになったんですか。これが謝礼だとか、そういうものかどうかということですか。

そういうことでお答えになったんですね。ここの分ですね。

それではもう一点、私が言ったのは1億500万円のなかに入っている金額はどのくらいなのか聞いたのです。ついでに、今、課長が答えた分について、早く言えば、邪魔にならないから、資金ショートもおこしてないのだから、このままで特にいいのではないかと、思っていること、それは、それでいいのだけれど、やはり、これは憩いの家として、今までずっと経営してきた付けが最終的に残った数字なのです。それが、憩いの家の経営の考え方が、施設は町の方に移ったとか、中の経営だけが、今の観光会社がやっているとか、いうのはなくて、これはずっと、憩いの家が発祥してきて、今日まで積み重ねてきたものがあるから、一旦、どこかで整理しなければ、だめではないのですか、と言っているのです。中身はドンドンやり方変えているのに、資金ショートもしないから、何もしないから、このままでいいよと思っていない。同じ経営方針ができているのであれば、分からない訳ではないのだけれど、経営のやり方を変えている訳だから、そういう変わったところで、なんらかの手を打つべきではないのか、と思っているものだから質問しているのです。それから、自分の考え方が変わっていないから平行線たどって、毎回、同じ質問をするかもわからないですよ。第三セクターの観光開発公社に対して900万円貸している、というのは、それはそれでいいのだけれども、そういう歴史的なものが積み重なってきて、この施設が一般財源のなかで改修をしたり、いろんなことをして行く、そして、一般の町民からも売上げをいただいている、そうしたなかで、今の状態が悪いとは言わないけれども、いずれにしても無利子のお金がここに投入されていくということになると、やはり、どこかの時点で国のアベノミクスではないけれども、内部的なことも、金利的な負担も、多少は考えてもらわなくては、ならなくなるのではないのですか、という意味で言っているのです。そして、施設について、気にはしているのだけれども、昔、ここで知っている方がいるかどうか、わかりませんが、1,200万円かけてホテルの設計書をつくった。知っていますか。



そういう過去に1,200万円のお金かけて憩い家のホテルの設計書を作っているのです。私一度こうやって質問したことがある。1,200万円のこれは財産だから、固定資産になるのかも知れないけれども、倉庫かどこかに財産として残っていなくては困る。だから相当立派なホテルが計画されていた時期があったのです。そういうこともあって、憩いの家も未長くやっていくということであれば、改善して行って、堂々と一般財源から投入して、お客さんから喜んでもらえるものを、作っていくということにならないと、片や、こういうことやってたりして、施設壊れたから、施設は町だからなおす、純利益のほうは、今まで資金ショートしているわけではないから、ぶら下げておけとか、なんだか、そんなみっともないようなことはいやですよ、ということ言ってるのです。やるのならちゃんとやりましょう。明日からやりなさいと、言っているのではないのです。いろんな方法を我々も考えるから、町の方も、いっしょにやりましょうと言っているのです、もう一度、答弁してください。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 先ほどの答弁もれの部分をご説明させていただきたいと思いますが、売上高の1億512万9,720円に、昔でいう雑収入はどのくらいかというご質問がございました。第33期でいきますと雑収入が240万円ほど計上されておりますので、それでいきますと、昔でいう雑収入はこの売上高のなかに、200万円ほどが含まれているのではないかと推察される状況です。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 館田議員におかれましては、憩い家の経営についてはご関心をもっていただき、それぞれご指摘いただいている部分については、会社のほうでもご理解しているところであります。現在1,000万円の貸付部分につきましては、当初は1億円を越える部分で、これまで圧縮して、今年につきましては900万円となっております。これを良しとしているわけではなくて、いかに少なく、若しくは無くしていくかということが重要なことだと思います。会社の経営自体ですけれども、平成23年から25年までの第5期中期計画、そこの中でもいろいろ検討しているところですが、先ほど説明ありましたように、東日本大震災を含めて、かなり影響うけてきたということであります。

今年にはいりまして、3ヶ月ですけれども、会社のほうからは日帰り入浴についても非常に多くなってきている、宿泊についても増えているという報告をうけているところであります。先ほどの貸付部分、今後の部分につきましても収益が上がって対応が可能だと思っておりますので、更なる努力をしていくと伺っております。また、憩い家につきましては本町の観光を推進していく貴重な施設でありますし、貴重な雇用の場でもあると思っております。そういったことでは、大事にしていきながら、永い目でみて、会社経営をもっていく、その道がいいのかどうか、ということは役員会のなかでも議論されるものだと考えております。その旨、会社のほうにも伝えてまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 私の意としているところがなんか、まだ伝わっていないようですけれども、私の言っていることについて理解をいただけたらと思いたいのです。町内でもこういう商売をしている人、業者がありますから、そういう人たちは銀行からお金借りても金

利を払っても、弁当や、おかずをみんな作っているのです。

今、副町長がいった話は、本当に大事な雇用の場だから、大事にしなくては、いけないけれども、早く自立した経営をしていくために、いつまでもこれを続けていいと思ってないから、今、呼び水をやっているうちに、ちゃんとした経営のルールに乗ってもらい、また、今回、いいチャンスがきたでしょ。2020年にオリンピックが決まったし、北海道の我々の小さいところだって、お客さんの一人や、二人増えると思いますよ。

釧路入りすれば。今後、7年後ですけれども、それまでのあいだに、お客さんがこれ以上落ちないで、来てくれるのかなという期待も兼ねて、そういう意味で、この経営については考えてやっていただきたい。また、貸借対照表というのは、責任者の代表取締役の顔ですから、間違いなく、そのへんも肝に銘じていただきたいと思うのです、もう一度答弁して下さい。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） ただ今、ご指摘のありました部分につきましては、お答えしたいと思いますが、基本的には、気持ちは同じだと思いますが、よりよい経営環境を背景に、いかたちの運営を望むところでありますので、その旨、伝えたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） せっかくの機会ですので一言。35期は黒字決算、これで11期連続だということで嬉しいなと思っております。36期の計画を見させていただきまして、基本的には憩いの家というのは、「源泉かけ流し」を最大のセールスポイントとし、町民も利用している皆さんは、そういう認識でおります。近隣町民の方からも結構利用していただいていると思います。最近なのですが、「標茶は、いろいろお風呂屋さんがあるけど、サウナがあるかい」と聞かれて、即、答えることができませんでした。確か前にやっていたのは道路縁の今、やってないところかなと思ってたんですけども、そういうことで、ぜひ、サウナを置いたほうがいいのか、憩いの家にも、という声がありました。サウナがあれば、結構、利用が増える部分があるのです。ぐっと汗を出すという意味から、リフレッシュするということで・・・。

標茶全体を見渡してもサウナはありませんよ。町長はじめ、公社役員さんもおられますので、将来的に戦略として、一人でも二人でも利用者を増やすということも、これから考えていかななくては、ならないのではないかと、ぜひ、検討していただきたいなと思いますので、提案をさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） ただ今のご意見があったということにつきましては、会社のほうへ伝えたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第8号は終了いたしました。

◎議案第41号

○議長（平川昌昭君） 日程第8、議案第41号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、9番・鈴木君の退席を求めます。

（9番・鈴木裕美議員 退席）

本会議開始当初に指名いたしました会議録署名議員の9番・鈴木君が退席いたしましたので、10番・田中君を追加指名いたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第41号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、平成25年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

本年度の被表彰者は、在住功労表彰94名、善行表彰1団体と1個人、勤続表彰4名の方々を11月3日の文化の日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月23日開催の標茶町表彰審査委員会において、審査をいただいておりますことをご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第41号、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

平成25年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

次ページへまいります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者

初めに、1、功労表彰（ア）在住功労でございます。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げさせていただきます。

常盤、伊藤富美子さん、76歳。50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与されたものです。

以下、事績につきましては同じでございますので、省略をさせていただきます。なお、地区名につきましても同じ場合には省略をさせていただきます。

内谷トシ子さん、73歳、佐藤ヨネ子さん、81歳、羽田彰子さん、71歳、船戸幸子さん、77歳、吉田信夫さん、75歳。川上、大場千鶴子さん、73歳、小野寺惇二さん、70歳、北浦英子さん、74歳、田中敏夫さん、70歳、田中フミ子さん、70歳。

次ページへまいります。

川上、三浦秀美さん、70歳、樋口和子さん、78歳、山崎幸さん、70歳。開運、大島郁子さん、71歳、岡田あけみさん、71歳、廉澤加代子さん、70歳、川野武子さん、77歳、小場詔夫さん、70歳、小場喜和子さん、70歳、高橋セツ子さん、76歳、谷口洋一郎さん、70歳、中出昭子さん、70歳、野田富子さん、72歳。

次ページへまいります。

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

開運、松井忠さん、72歳、山崎博子さん、74歳。旭、大堀啓子さん、70歳、大室美智子さん、70歳、小笠原清一さん、70歳、川村初江さん、70歳、佐藤亀好さん、80歳、瀬山富美子さん、70歳、辻英嗣さん、70歳、辻和枝さん、70歳、湯田玉子さん、76歳。富士、青山登美子さん、70歳、小倉オトクさん、75歳。

次ページへまいります。

桜、浅野ミヨ子さん、70歳。安東良雄さん、82歳、熊谷武さん、72歳、鈴木一幸さん、70歳、葉佐智恵さん、72歳、古谷順子さん、72歳、横田ユリ子さん、73歳、渡邊恵美子さん、71歳。平和、伊藤テルさん、72歳、工藤武男さん、78歳、工藤洋子さん、70歳、西内忠満さん、77歳、西内芳子さん、74歳。

次ページへまいります。

麻生、大塚ケサヨさん、80歳、工藤重太さん、73歳、菅原公譽さん、70歳、須崎美津代さん、70歳、鈴木幸子さん、79歳、住友英文さん、80歳、高橋正吉さん、70歳、豊島ヤエ子さん、73歳、中村忠夫さん、70歳、中村敬子さん、70歳、西内光雄さん、70歳、元氏直子さん、72歳、森由行さん、70歳。

次ページへまいります。

麻生、矢代得三郎さん、74歳、渡邊マツヨさん、94歳。上多和、荒木君子さん、70歳。オソベツ、高橋昭雄さん、70歳、谷昌義さん、70歳。磯分内、伊井喜代さん、83歳、岡村南海男さん、70歳、早川壽子さん、70歳。塘路、安部誠典さん、70歳、安部宮子さん、79歳、越善徹さん、70歳、斉藤松之助さん、81歳、柴田奈々子さん、75歳、二色トメさん、78歳、野田昭子さん、72歳、森幸子さん、70歳。久著呂、脇坂富美さん、83歳。虹別、伊藤隆雄さん、85歳、大浦松子さん、74歳、佐々木郷一さん、70歳、高橋幸雄さん、70歳、常田節子さん、70歳、早坂俊男さん、72歳、藤野レイさん、71歳、星ツヨ子さん、73歳。茶安別、渋谷治さん、70歳、田村茂子さん、70歳、三本正春さん、70歳。阿歴内、高橋喜代子さん70歳、長尾明朗さん、70歳、山本修蔵さん、71歳。

次ページへまいります。

続きまして、2、善行表彰でございます。地区名、氏名、年齢、事績として申し上げます。

富士、吉岡正繁さん、93歳、町の防災対策振興ため多額の寄付をされたものです。富士、株式会社吉岡組さん、町の防災対策振興ため土地建物の寄付をされたものです。

続きまして、3、勤続表彰でございます。地区名、氏名、年齢、事績を申し上げます。

虹別、鈴木重充さん、40歳、消防団員として20年以上在職されたものです。虹別、館定宣さん、71歳、虹別市街町内会役員として20年以上在籍されたものです。

以下、地区名、事績は同じでありますので省略をさせていただきます。

鳴川昌侑さん、66歳、今橋秀雄さん、67歳。

以上、1団体99名の方々を表彰しようとするものであります。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

- 議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。  
質疑は、終結いたしました。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。  
これより本案を採決いたします。  
本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第41号は、原案可決されました。

### ◎議案第42号

- 議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第42号を議題といたします。  
本案について提案趣旨の説明を求めます。  
管理課長・中村君。

- 管理課長（中村義人君）（登壇） 議案第42号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、へき地児童生徒援助等補助金により平成4年度導入し、中茶安別地区を路線として運行しております走行距離数63万キロに達し老朽化が進んでおり、通学時の児童生徒の安全確保のために車両の更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第42号、車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。

よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めます。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス29人乗1台

2 規格及び型式 コースター SDG-XZB50M-ZRTEY

3 取得価格 832万3,233円

4 取得の相手方 住所、川上郡標茶町常盤3丁目12番地、氏名、東部ダイハツ株式会社、代表取締役箕陽介

なお、入札につきましては、議案説明資料により補足説明いたします。

議案第42号資料2ページをお開きください。

車両取得に関する資料、所属は教育委員会管理課となります。取得車両は小型バス29人乗り1台、型式は、コースター SDG-XZB50M-ZRTEYです。

契約の相手方は、東部ダイハツ株式会社、入札日は、平成25年8月23日、契約金額が832万3,233円です。入札の参加業者名は、木下自工(株)、(有)小林自動車整備工場、東部ダイハツ(株)、(有)菊地自動車整備、太陽自動車工業(株)、釧路トヨタ自動車(株)標茶店の6社で、納車期限は、平成25年12月20日としております。予定価格834万603円に対し、落札率99.79%となりました。

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は、原案可決されました。

### ◎議案第43号

○議長（平川昌昭君） 日程第10、議案第43号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、建設課で管理、使用しております除雪ロータリの更新でございまして、町が保有している2台のうち、昭和55年に導入され33年経過し老朽化が進んでいる1台の更新を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第43号、車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。

よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 除雪ロータリ 1台

2 規格及び型式 2.2m/2,900t級、装置幅2.6m、HTR306型

3 取得価格 3,622万5,000円

4 取得の相手方 住所、北海道北広島市大曲中央1丁目2番2、氏名、北海道川重建機株式会社代表取締役大滝幹夫

なお、入札につきましては、議案説明資料により補足説明致します。

議案第43号資料3ページをお開きください。

所属は建設課となります。取得車両は除雪ロータリ1台、型式は、2.2m/2,900t級、装置

幅2.6m、HTR306型です。契約の相手方は、北海道川重建機㈱、入札日は、平成25年8月20日、契約金額が3,622万5,000円です。契約金額の内訳でございますが、括弧書きにあります引渡し物品金額5万2,500円、これについては現在使用しております所有のロータリーの引渡し価格でございます。下取り価格と考えております。実際に支払われる金額でございますが、3,617万2,500円となっております。入札の参加業者名は、北海道川重建機㈱、ナラサキ産業㈱の2社で、納車期限は、平成26年3月17日としております。この車両につきましては、受注生産ということで正式な契約後に製造開始することになっておりますので時間がかかります。予定価格4,410万円に対し、落札率82.02%となりました。

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 型式の件についてお伺います。

2.2m/2,900t級とありますが、2,900トン級というのは大型タンカーの単位で、車両の大きさでいえば2,9トンぐらいが妥当なのではないのかと思うのですが、これは何ををもって排雪量か何か、説明をお願いします。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 2番・長尾議員の質問に答えたいと思います。

議員おっしゃってございました2.2メーターこれについては、ロータリー除雪車の排雪機械の回転している部分、見たことはあると思うのですが、渦巻状になった刃が前方のほうで回っているのですが、その実際の回っているものを2.2メーター幅となっておりまして、2,900トン級というのが1時間当たり2,900トン飛ばせるという能力がある機械で排雪量です。そのうち、幅2.6というのが回転する刃の側の箱の部分になっております。HTR306型というのは、今回購入しようとしている車両の型式名称でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 納入期限が来年の3月17日予定ということで、受注発注ということで、来年の1月から2、3月あたりの除雪には間に合わないということになってくるのですが、それによって、今使っている機械をそのまま使うのだらうと思いますが、引渡し物品金額が5万2,500円というのは、当然、下取りの値段ではないかと思うのですが、そうするとそれだけ使えるものが、5万2,500円で下取りというのがあまりにも安すぎるような気がするのだけれど、どうですか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） かなりの時間が要するという、受注生産ということも事前に分かっておりまして、3分の2の補助、交付金事業で買うことで、55年式で33年経過している現在の車両が完全に壊れる前に更新の手続きに入りました。時間がかかり、年度内のシーズン中に納車困難の可能性があるので、こういう残したままでの契約としました。納車期限3月17日なのですが、仮契約しました川重のほうとは、できるだけ少しでも早く納

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

車をということで、お願いをしているところでございます。また、この5万2,500円というのが安すぎるということなのですが、これにつきましては、建設機械のほかの自治体も利用しております下取りの算定方法がございまして、これに基づきまして、予想をたてて予定価格のなかに反映させております。通常この種の機械ですと、15年ぐらいで寿命がくるものといわれておりますが、実際は、それ以上修理しながら使っているというのが、各自治体の実態でございます。計算上では、通常の機械の積算下取り方法としても、このくらいの額しか出てこないということで、これを町として妥当ということで判断したということでございます。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 話としては分かりましたけれども、そういう試算の仕方からすると当然そういう金額になるだろうと思えますけれども、例えば、来年の3月まで使っていたとすれば、その後、多少、修理代かかっても、このロータリーを多和平とか、そういう所に持って行って少し使う、5万円やそこらの金額で渡すくらいであれば、そういう方法も考えられる気がするのですけれども、そうはならないのですか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） これは、補助事業、交付金事業上のルールがございまして、取得するんですが、交換するというかたちになります。これを今持っているものが交換されるということになるのですが、そのことよりも、ロータリー除雪車、これに限らず建設機械というのは修理費、古くなってくると故障するとかなりの額になって、故障しないでずっと動いてくれればいいのですが、一度故障すると一部の部品取り替えるのでも分解するのにかなりの額がかかります。所有することが、果たしてよろしいのか、どうかということで、課のなかでも度々議論になるのですけれども、古くなってきたもので更新可能なものについては更新していきたいということで、特にロータリーにつきましては、更新させていただきたい、というものでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は、原案可決されました。

### ◎議案第44号

○議長（平川昌昭君） 日程第11、議案第44号を議題といたします。



## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めます。

以下、内容について資料と合わせご説明いたします。

資料は4ページになります。

議案第44号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的は、標茶町磯分内酪農センター耐震改修建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、現在鉄骨造平屋建1,154平米、補強・改修方法は壁ブレース補強、増設、屋根ブレース補強、増設、煙突の撤去、内外装補修です。工事場所は磯分内です。

契約金額は6,279万円です。契約の方法は指名競争入札でございます。入札執行日は平成25年8月30日、指名業者の状況は、星・赤坂経常建設共同企業体、株式会社サトケン、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方予定施工業者名ですが、星・赤坂経常建設共同企業体、議案書にまいります。契約の相手方、代表者、星・赤坂経常建設共同企業体、川上郡標茶町川上1丁目22番地 有限会社丸ホ星工務店、代表取締役佐藤正、構成員、川上郡標茶町熊牛原野15線西3番地 赤坂建設株式会社 代表取締役赤坂充哉。竣工予定日は平成26年1月31日です。新規・継続の別は新規でございます。備考として予定価格6,406万500円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） ただ今説明をいただいたんですが、共同企業体がおかしいというのではないんですが、標茶町の特定業者について小学校の建設もそうだと思うのですが、1億円前後ぐらいだったと思うのですが、ここの金額だと6,200万円の工事契約なのですけども、共同企業体でなくても、今までこの金額の程度だと1社指名でやっていたと思うのですが、ほかの釧路の業者も共同企業体を組んでいる訳でもないですし、うちのほうは、何か特別な事情があったのでしょうか。お話を聞かせ下さい。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今、議員のほうから例にでました小学校等の大型工事に関わるものですが、本町では、共同企業体、JVと言われてるものにつきましては、小学校等の大型工事、概ね1億円を超えるものにつきましては、特定JVを組んでもよろしいですよということで、4月の会議のなかで会社さんの方に提示しております。そのなかで、今回の経常もそうですが、会社側が自

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

主結成することを原則としております。自主結成で求められたときには、町は資格審査委員会にかけるというスタイルになっておりまして、今回、ご指摘のとおり概ね1億に到達しないこの額で、これまでの通常ですと、何のアプローチがない場合には、単体指名ということになります。

今回の場合、JVで資格審査を求めてこられましたので、町として5,000万円以上超えたものについては、JVは認める、形としてはこれは特定ではなくて、経常だよという形で金額の小さいもの、これは特定JVではなくて経常JV、特定の工事ごとの結成される特定ではなくて、中小中堅業者の継続的な競合関係を確保するという共同企業体の考え方、この二種類のなかの、今回は、金額が小さいので経常で認め、指名されたということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は、原案可決されました。

### ◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 2時55分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      平 川 昌 昭

署名議員 7 番                      後 藤       勲

署名議員 8 番                      舘 田 賢 治

署名議員 9 番                      鈴 木 裕 美

署名議員 10 番                      田 中 敏 文

平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成25年9月11日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第45号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 2 議案第46号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第47号 標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第48号 標茶町地域総合整備資金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第49号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第50号 平成25年度標茶町一般会計補正予算  
議案第51号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第52号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算  
議案第53号 平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 7 認定第 1号 平成24年度標茶町一般会計決算認定について  
認定第 2号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について  
認定第 3号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について  
認定第 4号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について  
認定第 5号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について  
認定第 6号 平成24年度標茶町病院事業会計決算認定について  
認定第 7号 平成24年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 8 議案第54号 監査委員の選任について
- 第 9 議案第55号 教育委員会委員の任命について
- 第10 議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 意見書案第12号 J R 北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書
- 第12 意見書案第13号 北海道の住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書
- 第13 閉会中継続審査の申し出について（厚生文教委員会）
- 第14 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第15 議員派遣について
- 追 加 議案第50号 平成25年度標茶町一般会計補正予算  
議案第51号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第52号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算  
議案第53号 平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算  
(議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号審査特別委員会報告)

# 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

## ○出席議員（14名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 松 下 哲 也 君  | 2 番 長 尾 式 宮 君  |
| 3 番 菊 地 誠 道 君  | 4 番 本 多 耕 平 君  |
| 5 番 林 博 君      | 6 番 黒 沼 俊 幸 君  |
| 7 番 後 藤 勲 君    | 8 番 館 田 賢 治 君  |
| 9 番 鈴 木 裕 美 君  | 10 番 田 中 敏 文 君 |
| 11 番 熊 谷 善 行 君 | 12 番 深 見 迪 君   |
| 13 番 川 村 多美男 君 | 14 番 平 川 昌 昭 君 |

## ○欠席議員（0名）

な し

## ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 町 長         | 池 田 裕 二 君         |
| 副 町 長       | 森 山 豊 君           |
| 総 務 課 長     | 島 田 哲 男 君         |
| 企 画 財 政 課 長 | 佐 藤 弘 幸 君         |
| 税 務 課 長     | 武 山 正 浩 君         |
| 管 理 課 長     | 中 村 義 人 君         |
| 住 民 課 長     | 佐 藤 吉 彦 君         |
| 農 林 課 長     | 牛 崎 康 人 君         |
| 建 設 課 長     | 井 上 栄 君           |
| 水 道 課 長     | 妹 尾 茂 樹 君         |
| 育 成 牧 場 長   | 類 瀬 光 信 君         |
| 病 院 事 務 長   | 蛭 田 和 雄 君         |
| 教 育 長       | 吉 原 平 君           |
| 教 育 管 理 課 長 | 高 橋 則 義 君         |
| 指 導 室 長     | 青 木 悟 君           |
| 社 会 教 育 課 長 | 伊 藤 正 明 君         |
| 農 委 事 務 局 長 | 牛 崎 康 人 君（農林課長兼務） |

## ○職務のため出席した事務局職員

|             |             |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 玉 手 美 男 君   |
| 議 事 係 長     | 小 野 寺 一 信 君 |

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前 10 時 00 分開会)

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 昨日、報告第 6 号・第 7 号の関係で 8 番・館田議員より質問がございました車両の保険関係でございますけれども、内容について訂正したいと思っております。

標茶町が加入しております全国自治協会公有物件災害共済という保険に加入しております、そのなかでは、掛け金の事故有無に関わらず掛け金の変更にならないということになっておりますので、はっきりとしましたのでご報告いたします。

◎議案第 45 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 1、議案第 45 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 議案第 45 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでありますが、昨年 7 月 9 日に住民基本台帳法が改正され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となったことにより、所要の改正を提案するものであります。

議案第 45 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項及び同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次ページをお開き下さい。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第 2 備考 2 中「及び外国人登録原票」を削るというものであります。

別表第 2 表につきましては、連合規約の第 99 条関係の広域連合の経費の支弁の方法について規定している部分であります。これまで人口割については前々年度の 3 月 31 日の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口によるとあることから、住民基本台帳法の改正により外国人住民を住民基本台帳制度の対象となったことから、外国人登録原票を削除するというものであります。

附則としまして、

1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。

2 改正後の別表第 2 備考 2 の規定は、平成 26 年度以降の年度分の負担金について適用し、

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例によるというものであります。

以上で、議案第45号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は、原案可決されました。

### ◎議案第 4 6 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 2、議案第46号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君） 議案第46号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年3月30日に交付されたことに伴い、関係する条例の一部を改正する必要が生じたことから標茶町税条例、また、同法等を参照している部分があることから標茶町介護保険条例、標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について、ご提案申し上げるものでございます。

改正内容につきましては、国税の延滞金及び還付加算金の見直しに伴う地方税の延滞金の率の引下げなどであります。

また、この改正に合わせ条文中の字句の修正や条項の規定整理なども併せて行っております。

議案第46号、標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例（標茶町税条例の一部改正）

第1条 標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加する条文につきましては、改正文も併せてご説明いたします。

なお、第2条、標茶町介護保険条例の一部改正及び第3条、標茶町後期高齢者医療に関する

条例の一部改正につきましても、税条例の改正内容説明と同じく議案説明資料により行いますことをご了承ください。

議案説明資料の 6 ページをお開き下さい。

区分、町民税、改正項目、1 番、納期限後に納付し又は納付する税金又は納入金に係る延滞金で条項は条例第 19 条、改正内容は、条文中の字句の修正と引用する条項の規定整理であります。

条文中の字句の修正につきましては、「又は第 144 条第 3 項」、「納期限の延長が」、「年 14.6%」、「期間については、年 7.3%」に改め、第 2 号及び第 3 号中「申告書」に改め、第 4 号中「よって」に改め、引用する条項の整理については、第 1 号中「又は第 144 条第 3 項」を加えるものです。施行につきましては、公布の日からとするものです。

改正項目 2 番、法人の町民税の申告納付で条項は条例第 47 条、改正内容は条文中の字句の修正で第 2 項中「法の施行地外」に改め、第 3 項中「当該税金に」、「当該税額に年 14.6%」に改め、第 4 項中「その他」「町民税」に改め、第 5 項中「よって」に改めるものです。

施行につきましては、公布の日からとするものです。

改正項目 3 番、延滞金の割合等の特例で、条項は、条例附則第 3 条の 2、改正内容は、国税における延滞税等の見直しに伴い、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことによる改正と、年 14.6% に対する特例の割合を新たに規定したことと項の追加で、延滞金の割合は、特例基準割合が年 7.3% に満たない場合、年 14.6% の割合にあつては特例基準割合に年 7.3% を加算した割合となるもので、資料にありますが、特例基準割合とは短期貸出約定平均金利の平均に 1% を加算した割合となっておりますので、現状ですと短期貸出約定平均金利の平均は 1% になりますので、その割合に 1% を加算した割合、2% が特例基準割合となり、これに 7.3% を加算した 9.3% となるものです。

年 7.3% の割合にあつては、特例基準割合に年 1% を加算した割合となるもので、現状では特例基準割合は 2% ですので、これに 1% を加算した 3% となるものです。

なお、加算した割合が年 7.3% を超える場合は年 7.3% とするものです。

項の追加は第 2 項を追加するもので、当分の間、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の年 7.3% の割合は、特例基準割合とするものです。

施行は平成 26 年 1 月 1 日、適用は延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものに適用し、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものです。

議案の 31 ページをお開きください。

中段をご覧ください。

第 2 項 当分の間、第 51 条に規定する延滞金の年 7.3% の割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

議案説明資料 6 ページへお戻りください。

次に改正項目 4 番、納期限の延長に係る延滞金の特例で、条項は、条例附則第 4 条、改正内容は、前条第 2 項の規定により含まれた期間を除くことが盛り込まれたものです。

施行は平成 26 年 1 月 1 日とするものです。

再度、議案の 31 ページをお開きください。

(標茶町介護保険条例の一部改正)



第 2 条 標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正するものです。

議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の 7 ページをお開き願います。

改正項目 1 番、延滞金の割合等の特例で条項は、条例附則第 6 条、改正内容は、税条例の改正項目 3 番で説明した内容と同じでありまして、国税における延滞税等の見直しに伴い、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことによる改正と年14.6%に対する特例の割合を新たに規定したもので、延滞金の割合は、特例基準割合が年7.3%に満たない場合、年14.6%の割合にあつては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合で、税条例の改正の部分で説明したとおり、現状ですと9.3%となるものです。

年7.3%の割合にあつては、特例基準割合に年1%を加算した割合となるもので、税条例の改正の部分で説明したとおり、現状ですと3%となるものです。

施行は、平成26年1月1日、適用は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものに適用し、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものです。

議案の32ページをお開きください。

（標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 3 条 標茶町後期高齢者医療に関する条例（平成20年標茶町条例第 1 号）の一部を次のように改正するものです。

議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料の 7 ページをお開き願います。

改正項目 2 番、延滞金の割合の特例で条項は、条例附則第 3 条、改正内容は、前条及び税条例の改正項目 3 番で説明した内容と同じでありまして、国税における延滞税等の見直しに伴い、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことによる改正と年14.6%に対する特例の割合を新たに規定したもので、延滞金の割合は、特例基準割合が年7.3%に満たない場合、年14.6%の割合にあつては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合で、税条例の改正の部分で説明したとおり、現状ですと9.3%となるものです。

年7.3%の割合にあつては、特例基準割合に年1%を加算した割合となるもので、税条例の改正の部分で説明したとおり、現状ですと3%となるものです。

施行は平成26年1月1日、適用は延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものに適用し、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものです。

議案の33ページをお開きください。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第46号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は逐条ごとにおこないます。

初めに、第 1 条から行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） なければ、第 1 条の質疑を終わります。  
次に、第 2 条の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） なければ、第 2 条の質疑を終わります。  
次に、第 3 条の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） なければ、第 3 条の質疑を終わります。  
以上で、本案の質疑は、終結いたしました。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。  
これより本案を採決いたします。  
本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第 46 号は、原案可決されました。

◎議案第 47 号

- 議長（平川昌昭君） 日程第 3、議案第 47 号を議題といたします。  
本案について、提案趣旨の説明を求めます。  
住民課長・佐藤君。

- 住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 47 号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、しべちゃ斎場の管理運営について、平成 26 年度から指定管理者制度の導入を図るため、火葬場の設置条例に指定管理者に施設の管理を行わせることが出来る旨の規定、管理者が行う管理業務の範囲について新たに規定を行うとともに、焼骨の引き取りや損害賠償の規定などについても併せて所要の改正を提案するものであります。

議案第 47 号、標茶町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町火葬場条例の一部を改正する条例

標茶町火葬場条例（昭和 42 年標茶町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 11 条とし、同条の前に次の 2 条を加えるものであります。

今回、新に指定管理者を導入するにあたり、これまで細部に渡った規定がされていない部分もありますので、改めて今回整理を行ったものであります。

(焼骨の引取り)

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

第 9 条、火葬場で火葬炉を使用した者（以下「使用者」という。）は、焼骨を引き取らなければならない。

2 町長が指定した日までに使用者が焼骨を引き取らないとき、町は当該焼骨を処分することができるというものであります。

（損害賠償）

第 10 条 使用者が、施設又は設備等を損傷若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由と認めたときは、減額し、又は免除することができるというものであります。

第 5 条を第 8 条とし、第 2 条から第 4 条までを 3 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 3 条を加えるものであります。

以下につきましては、指定管理者を導入するために必要な地方自治法上の規定を新に設けるものであります。

（管理の代行）

第 2 条 町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に火葬場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 3 条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- （1）火葬場における火葬に関する業務
- （2）火葬場施設等の維持管理に関する業務
- （3）その他町長が管理運営上必要と認める業務

次に、新に第 4 条としてこれまで火葬場の設置条例には休みの日、使用時間等の明記もございませんでしたので、新たな指定管理者と協定を結ぶ場合に最低限の休む日、使用する時間を明記させていただきました。

（休場日等）

第 4 条 火葬場の休場日は、1 月 1 日とする。

2 火葬場の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができるというものであります。

次、附則であります。

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行するというものであります。

第 2 項の準備行為であります。4 月 1 日から指定管理を行う事前準備、あるいは引継等の期間が、当然、専門的知識を有する内容になりますので、一定程度の事前準備ということで、仮に 3 年間指定管理をする期間とは別に、事前準備の行為をさせることの規定を、附則のなかに、今回、特に規定させていただきました。

（準備行為）

2 火葬場の管理を地方自治法第 224 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせるための必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができるというものであります。

以上で、議案第47号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 9条中の第2項のなかで、焼骨を引き取らないという部分でどういうことを想定されていたのかということと、焼骨を処分することができるかとありますので、どのような処分を検討されているのかをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

実際の例でございますが、私が住民課に来る前なのですが、宗教上の理由で焼骨の一部しか持ち帰らないというケースがございます。北海道では稀だということなのですが、地域によって、例えば、頭の部分だけとか、いろんな部分がございます。結局、そのあとの取扱いに非常に苦慮するということがございますので、指定管理者を導入するにあたって、それらも町のほうで一定程度の期間が過ぎたものについては、処分できるという条項を改めて規定させていただきました。その後の処理につきましては、現在、火葬場において、お骨をひろった後にそれぞれ灰ですとか、そういったものが残ります。それらについては、集めてまとめて保管をして、一定程度集まった段階で、道内で、それを無料で引き取っていただく業者がございます。

焼骨の灰等に含まれている部分を、重金属とかそういったものを有効に活用している業者がございますので、そこに無償で引き取っていただいて、もちろん、供養していただいているという結果について聞いておりますが、そういう形であっせんした場合には、そのなかでいっしょに処理していただくということを、現在、考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 3点ほどお聞きをします。

一つは、指定管理者制度ですから、あくまでも町長の権限で、これらの業務が行われると解釈してよろしいですね、ということと、二つ目は、指定管理者と町とのコンタクト、どういう割合といいますか、どういうふうにして、町として指定管理者との間で何カ月に1回かという感じかもしれませんが、話し合いをもって、この業務の遂行のために必要な懇談をするのかということ、それと、指定管理者の期限は、何年経ったら更新とかがあっていうことがあり得るのか、どうなのか、この3点について伺います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 町が指定管理者を行うかどうかにつきましては、今回できる規定を設けさせていただきましたので、最終的にこの条例の決定を受けて、町のほうで判断させていただきますという形になると思えます。

指定管理者が行った場合の指定管理者の相手がたとのコンタクトということかなと思うのですが、基本的には、契約の前段で詳細な打合せをさせていただくことになると思えます。施設の維持管理の最終的な仕様までは決まっていますが、基本的な部分について全

て委託をする、今回、火葬場については、使用料の収入部分については、従前のどおり住民課の町民係で死亡届を出して、そのとなりの環境衛生のほうで火葬の許可を受けるという一連の流れのなかでは、指定管理者の業者のほうにまで出すについては、住民サービスが低下するということがありますので、収入の部分についてはこれまでどおり引き続き町が行い、それ以降について火葬の申し出であった段階で、業者のほうに引き継ぐということもありますので、基本的には、通常の申し出であった段階で、指定管理者の業者とは話し合う機会は常にあるのかなと思っていますので、コンタクトについては、日々とれるのかなと考えておりますが、ただ、定期的には一年終わった後に報告をいただき、その内容について精査する、期間の問題もございましたが、今、当面考えている期間につきましては、3年間という設定をさせていただいています。それぞれの自治体によっては、その期間を3年間過ぎた後に、一定程度安定的な指定管理が行われているので、5年間の長期に延ばすかとか、そういったところも出てきているようですので、当面は、3年間で様子を見ながらという形になるのかなと考えています。コンタクトにつきましても、そういうなかで、1年ごとに実績報告等も、翌年の何日までに必ず出してもらおう形になっていますので、その段階で判断できるのかなと考えております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） そうすると、概ね、その指定管理者が適正に業務が行われているということ判断するのも、もちろん、何かがあったときは別として、1年、1年の報告を見ながら判断していくということになるのですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 基本的には、1年間の業務が契約どおりに遂行されているかどうかということが、基本になると思いますが、ただ、重大な問題が発生した場合につきましては、その都度、判断せざるを得ない状況が発生することが、契約のなかに、うたわれるようになるかなと理解しています。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 火葬の部分でいくと町内業者を主に指定管理していくのか、また、町外の業者も指定管理者として選定することになるのか、主としては町内業者が望ましいのではないかなと思っていますけれども、現段階ではどのような選定をしているのか、コンタクトの問題もあるだろうから、選定について現時点での考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 町内業者の指定管理者募集要項に関わる分なのかなということですが、まだ、募集要項の詳細につきましては、設置条例が議決していただいた後に選定委員会のなかで、募集要項を最終確認する予定ですが、基本的な部分でございますが、町内に事業所の本社、あるいは、その営業事務所等が所在する法人になるかなと思っています。それと団体等についても可という形になっていますので、もちろん、町内に住居を有してる方ということで理解しておりますので、営業所が標茶に所在してる方がエントリーするかどうか分かりませんが、標茶町になんらかの形で関わる法人あるいは団体であると理解しております。

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。  
質疑は、終結いたしました。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。  
これより本案を採決いたします。  
本案を原案可決してご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第47号は、原案可決されました。

### ◎議案第 48 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 4、議案第48号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第48号の提案趣旨について、ご説明いたします。

本案につきましては、地域総合整備資金貸付条例の一部改正でございまして、今般、通称ふるさと財団の地域総合整備資金貸付要綱が改正され、融資比率、融資限度額等の引き上げがなされたことから本町におきましても、融資制度の充実を図るため、同内容での条例一部改正を提案するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第48号、標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について  
標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。  
次ページをお開き下さい。

標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例

標茶町地域総合整備資金貸付条例（平成 4 年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

以下、改正の内容につきましては、議案説明資料でご説明申し上げます。

議案説明資料の10ページをお開き下さい。

第 3 条の貸付対象事業であります。営業開始に伴い 5 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるものが対象でありましたが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 2 項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電装置を整備する事業であって、町長が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては、1 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるものを追加いたしました。

第 4 条で貸付対象者であります。字句の変更でございまして、法人格を有する法人を法人

格を有する団体といたしました。

第 5 条の貸付額であります、額の拡充と字句の変更であります。

(貸付額)

第 5 条 貸付額は、貸付対象事業の費用から国庫補助金等の額を控除した額（用地取得費は設備の取得等に係る費用の総額の 3 分の 1 を限度として算定することができる。）の 35% 以内とし、貸付対象事業一件当たりの貸付額は、概ね 500 万円以上とし 10 億 5,000 万円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものであるときは、一件当たりの貸付金の限度額を 15 億 7,000 万円とする。

第 5 条第 2 項は、付随費用への貸付比率の縮小であります。

2 貸付対象事業一件当たりの第 2 条第 2 号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の 20%（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、50%）未満とする。

第 5 条第 3 項は、追加でございまして、定住自立圏形成協定に関する拡充であります。

3 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に基づき、定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第 1 項及び第 2 項の適用については、「10 億 5,000 万円」とあるのは「16 億 8,000 万円」と、「15 億 7,000 万円」とあるのは「25 億 3,000 万円」とし、第 1 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」とする。

第 5 条第 4 項は、字句の整理で漢字の 1 件に変更いたしました。

第 8 条の遅延利息は、字句の整理で、送り仮名の無い貸付金に変更いたしました。

第 10 条の繰上償還であります、町長のできる規定から借入人を拘束する内容に変更しましたので、規則から条例に変更いたしました。

(繰上償還)

第 10 条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、町長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が、町長の策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(2) 借入人が、貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が、貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行なうこと又は貸付対象事業にかかる営業の休止、廃止等を行なうことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が、貸付対象事業にかかる民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入人が、その他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入人が解散したとき。

(9) 保証人が前 3 号に定める事由のいずれかに該当したとき。

(10) 前各号のほか町長が、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

議案40ページへお戻り下さい。

附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 施行の日から平成33年3月31日までの間、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「10億5,000万円」とあるのは「13億5,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「20億2,000万円」と読み替えるものとする。

この特例措置に関しては、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域に指定されている地域の特例でございまして、平成33年3月31日は現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限でございす。

以上で、議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は、原案可決されました。

◎議案第 49 号



## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 日程第 5、議案第 49 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 49 号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、予防接種法の一部に改正により、新たにヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症が定期の予防接種に加えられたこと。また、予防接種法の 1 類疾病及び 2 類疾病の区分が、感染症法の 1～5 類の分類と混乱を生じるとの指摘を踏まえ、1 類疾病及び 2 類疾病を A 類疾病及び B 類疾病に変更となりました。

また、結核予防法の廃止により、結核の予防のための BCG ワクチン接種が予防接種法に定義されたことから、手数料徴収条例の一部について所要の改正を提案するものであります。

議案第 49 号、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成 12 年標茶町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項第 1 号中、「1 類疾病、ア、百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（四種混合）0 円、イ、百日せき・ジフテリア・破傷風（三種混合）0 円、ウ、急性灰白髄炎 0 円、エ、風しん 0 円、オ、麻しん 0 円、カ、日本脳炎 0 円、2 類疾病、ア、インフルエンザ 1,000 円」を、「A 類疾病、ア、百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（四種混合）0 円、イ、百日せき・ジフテリア・破傷風（三種混合）0 円、ウ、急性灰白髄炎 0 円、エ、風しん 0 円、オ、麻しん 0 円、カ、日本脳炎 0 円、キ、結核（BCG）0 円、ク、ヒブ感染症 0 円、ケ、小児の肺炎球菌感染症 0 円、コ、ヒトパピローマウイルス感染症 0 円、B 類疾病、ア、インフルエンザ 1,000 円」に改める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用するというものであります。

以上で、議案第 49 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は、原案可決されました。

◎議案第 5 0 号ないし議案第 5 3 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 6、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号を一括議題といたします。

議題 4 案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第50号の提案趣旨について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成25年度標茶町一般会計補正予算第 3 号でございまして、地域経済の活性化対策、保健予防対策、安全安心対策、教育環境の向上などに資するため、歳入歳出それぞれ 3 億6,267万9,000円を追加し、総額を103億6,911万4,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、風しん予防接種費用補助として48万円、農業水道配水管敷設替工事で3,960万円、プレミアム付地域商品券発行補助で450万円、道路補修工事で8,000万円、磯分内小学校改築設計で2,800万円などを計上いたしました。

一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合への負担金で146万2,000円の減額、北部消防事務組合負担金で 1 億7,743万6,000円の増額を行なったところであります。

一方、歳入につきましては、地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスをはかったところであります。

また、地方債で 2 件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成25年度標茶町一般会計補正予算（第 3 号）

平成25年度標茶町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億6,267万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,911万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページからの第 1 表歳入歳出予算補正については、ただいままでの説明と重複しますので省略させていただきます。

5 ページへお戻りください。

## 平成25年標茶町議会第3回定例会会議録

第2表 地方債補正であります。

1、過疎対策事業、補正前の限度額1億8,500万円に、消防デジタル無線整備で1億7,740万円を、保育園園舎防音事業で2,300万円を追加し、補正後の限度額を3億8,540万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以下、同じでありますので省略をさせていただきます。

4、臨時財政対策債、補正前の限度額3億2,430万円に2,624万8,000円を追加し、補正後の限度額を3億5,054万8,000円とするものであります。

合計で申し上げますと、補正前の限度額7億1,810万円に2億2,664万8,000円を追加し、補正後の限度額を、9億4,474万8,000円とするものであります。

17ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額7億1,810万円に、補正額2億2,664万8,000円を追加し、補正後の額9億4,474万8,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額102億7,152万1,000円に、補正額2億2,664万8,000円を追加し、104億9,816万9,000円となるものであります。

以上で、議案第50号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第51号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保険事業勘定の歳出では、平成24年度の地域支援事業交付金の清算及び、介護給付負担金の清算に伴う返還で、歳入では、その財源を平成24年度繰越金で充当するものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,211万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による、というものであります。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

8ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開き下さい。

2ページから3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第52号、平成25年度標茶町病院事業会計補正予算

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

についての趣旨並びに内容について説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、昨年4月11日に院内で発生した現金窃盗未遂事件に係る標茶町を被告とする国家賠償請求事件訴訟の判決が先月出たことによる、被告委任弁護士への弁護士費用の36万円を追加補正したいというものであります。

以下、内容について1ページから説明申し上げます。

平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益は36万円を追加し、12億1,620万8,000円に、第2項、医業外収益は36万円を追加し、5億1,061万7,000円にするものでございます。

支出の第1款、病院事業費用は36万円を追加し、12億1,620万8,000円に、第1項、医業費用は36万円を追加し、11億6,717万8,000円にするものでございます。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金9,505万7,000円」を「減債積立金32万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金9,473万2,000円」に改める。

次に、予算説明書に従い説明申し上げます。

6ページをお開き下さい。

平成25年度標茶町病院事業会計補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございしますが、1款・1項・3目の13節委託料は、弁護士事務委託料で36万円の追加であります。

収入であります。

1款・2項・5目の1節その他医業外収益は、リハビリ実習生受入指導謝礼で36万円の追加であります。

次に3ページをお開き願います。

平成25年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございまして。

補正部分のみで説明いたします。受入資金でございしますが、1の事業収益で36万円を追加し、計で6億6,168万8,000円、2の前年度未収金で4,361万2,000円を追加し、計で9,361万2,000円、7の前年度繰越金で1,019万5,000円を追加し、計で1億3,201万7,000円、受入資金合計では、5,416万7,000円を追加し、計で15億1,203万5,000円であります。

次に支払資金でございしますが、1の事業費用で36万円を追加し、計で11億1,050万5,000円、2の前年度未払金で3,845万6,000円を追加し、計で7,045万6,000円、支払資金の合計では、3,881万6,000円を追加し、計で13億9,603万8,000円であります。受入資金と支払資金の差し引きでは、1,535万1,000円の追加となり、計では1億1,599万7,000円であります。

次に4ページをお開き願います。

平成25年度標茶町病院事業予定貸借対照表（補正後）についてであります。資産の部1の固定資産（1）の有形固定資産イの土地からホ車両までの合計で18億5,857万9,000円、（2）

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

無形固定資産は、イ電話加入権38万8,000円で合計も同額であります。（3）投資のイ長期貸付金は、4億円で合計も同額であります。従いまして、固定資産合計は22億5,896万7,000円となります。

2の流動資産は（1）の現金・預金から（3）の貯蔵品までで1億7,399万7,000円で、資産合計は24億3,296万4,000円であります。

次のページにまいります。

負債の部では、3の流動負債（1）の未払金から（2）の預り金までの合計は3,987万9,000円で、負債合計も同額であります。

資本の部では、4の資本金（1）自己資本金9億71万3,000円、（2）借入資本金は企業債で、12億2,334万円、資本金合計で21億2,405万3,000円、5の剰余金（1）資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国道補助金までの資本剰余金合計は、2億6,903万2,000円、剰余金合計2億6,903万2,000円、資本合計で23億9,308万5,000円、負債資本合計で24億3,296万4,000円であります。

次に2ページをお開き願います。

平成25年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

なお、本案については、9月9日開催の第1回町立病院運営委員会で原案可決されておりますことを報告いたします。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）で、平和地区で配水管の整備を行うため資本的支出の導配水施設費で240万円の追加を行なうものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成 25 年度標茶町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 25 年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 25 年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款水道事業費用、11 万 6,000 円を減額し、9,457 万 1,000 円とする。第 1 項営業費用、11 万 6,000 円を減額し、8,298 万 5,000 円とする。

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「4,550 万 1,000 円は減債積立金 1,192 万 5,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 140 万円及び過年度分損益勘定留保資金 3,217 万 6,000 円」を「4,790 万 1,000 円は減債積立金 1,886 万 4,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 151 万 6,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,752 万 1,000

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款資本的支出、240 万円を追加し、5,590 万 1,000 円とする。第 2 項建設改良費、240 万円を追加し、3,184 万 4,000 円とするものです。

なお、資本的収支補填額内訳の減債積立金につきましては、平成 24 年度決算における減債積立金の残高 1,192 万 5,000 円に平成 24 年度利益剰余金 693 万 9,000 円が、標茶町水道事業設置等に関する条例第 6 条により、減債積立金に積立てられ同年度残高が 1,886 万 4,000 円となることから、当年度残高に変更したものです。

以下、予算書に従い説明いたします。

6 ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

3 ページをお開き下さい。

平成 25 年度標茶町上水道事業会計資金計画（補正）です。

変更分のみの説明とさせていただきます。

はじめに受入資金です。6 前年度繰越資金 692 万 3,000 円を追加し、2 億 3,105 万 3,000 円に、合計では 692 万 3,000 円の追加で、補正後の額は 3 億 3,626 万 4,000 円となります。

次に、支払資金です。1 営業費用 11 万 6,000 円の減額で 4,565 万 5,000 円。2 営業外費用 71 万 9,000 円の追加で 1,205 万 5,000 円。4 建設改良費 240 万円の追加で 3,184 万 4,000 円。5 前年度前受金返済で、80 万 4,000 円の減額で 69 万 6,000 円。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午前 11 時 31 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

7 前年度預り金返済 2 万 2,000 円の減額で 2 万 8,000 円。合計は、217 万 7,000 円の追加で補正後の額 1 億 1,433 万 5,000 円です。差引では 474 万 6,000 円の追加で、補正後の額は 2 億 2,192 万 9,000 円となります。

次のページをお開きください。

平成 25 年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は 7 億 4,452 万 7,000 円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は 428 万 3,000 円、固定資産合計は 7 億 4,881 万円。2 流動資産、(1) 現金預金 2 億 2,192 万 9,000 円、(2) 未収金 836 万 4,000 円、流動資産合計は 2 億 3,029 万 3,000 円、資産合計は 9 億 7,910 万 3,000 円です。

次のページをお開きください。

負債の部、3 固定負債、(1) 引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は 3,019 万 7,000 円、4 流動負債、(1) 一時借入金から (4) その他流動負債までの流動負債合計で 297 万 6,000 円、負債合計は 3,317 万 3,000 円。

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

資本の部、5 資本金、(1) 自己資本金は 4 億 5,350 万 2,000 円、(2) 借入資本金はイ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は 4 億 4,195 万 3,000 円、資本金合計は 8 億 9,545 万 5,000 円、6 剰余金、(1) 資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は 3,847 万 5,000 円、(2) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は 1,200 万円。剰余金合計では 5,047 万 5,000 円、資本合計は 9 億 4,593 万円、負債資本合計は 9 億 7,910 万 3,000 円です。

2 ページをお開き下さい。

平成 25 年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 53 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題 4 案は、直ちに、議長を除く 13 名で構成する「議案第 50 号・議案第 51 号・議案第 52 号・議案第 53 号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題 4 案は、議長を除く 13 名で構成する「議案第 50 号・議案第 51 号・議案第 52 号・議案第 53 号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午後 3 時 20 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎認定第 1 号ないし認定第 7 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 7、認定第 1 号・認定第 2 号・認定第 3 号・認定第 4 号・認定第 5 号・認定第 6 号・認定第 7 号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定 7 案は、直ちに、議長、監査委員を除く 12 名で構成する「平成 24 年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定 7 案は、議長、監査委員を除く 12 名で構成する「平成 24 年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに、決定いたし

ました。

◎議案第 5 4 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 8、議案第 54 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第 54 号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

監査委員の選任についてでありまして、平成 25 年 10 月 23 日をもって任期満了となります。監査委員に次の方を選任したいので、議会の同意を求めるというものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 54 号、監査委員の選任について

標茶町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は、川上郡標茶町桜 11 丁目 14 番地、氏名は田中俊彦氏、生年月日は昭和 22 年 4 月 15 日でございます。田中氏の経歴につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたので、説明は省略させていただきたいと思いますが、平成 21 年 10 月に監査委員に就任され、町政推進にご尽力いただいております。豊富な経験と知識を有し、人望厚く、人格識見共に適任と考え再任をお願い、ご提案申し上げるものでございます。

ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第 54 号は原案同意されました。

◎議案第 5 5 号



## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 日程第 9、議案第55号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第55号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、教育委員会委員の選任についてでありまして、平成25年10月24日をもって任期満了となります教育委員会委員に次のかたを選任したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

以下内容について、ご説明申し上げます。

議案第55号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

住所は川上郡標茶町字熊牛原野17線西8番地2、氏名は山澤和宏氏、生年月日は昭和42年1月20日でございます。山澤氏の経歴につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたので、説明は省略させていただきたいと思いますが、平成21年10月に教育委員に就任され、地域に於いて培われた幅広い経験を生かし、遺憾なく職責を果たされ今日に至っております。

教育委員として、再任を願いここに提案するものであります。

ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案同意されました。

### ◎議案第 5 6 号

○議長（平川昌昭君） 日程第10、議案第56号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第56号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。平成25年10月31日付をもって任期満了となる委員に次の方を選任いたしたいので、議会の同意を求めらるるものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第56号、固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものでございます。

住所につきましては、川上郡標茶町桜1丁目2番8号、氏名は佐々木光彦氏、生年月日は昭和31年3月24日でございます。佐々木氏の経歴につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。佐々木氏は標茶町農協の参事を勤められており、見識の高い方でありまして、ご承認について、ご審議いただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案同意されました。

### ◎意見書案第12号

○議長（平川昌昭君） 日程第11、意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第12号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第12号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第12号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案第12号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご意義ないものと認めます。

よって、意見書案第12号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第 13 号

○議長(平川昌昭君) 日程第12、意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第13号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案第13号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、北海道知事及び北海道議会へ提出いたします。

◎閉会中継続審査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第13、閉会中継続審査の申し出を議題といたします。

厚生文教委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生文教委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、厚生文教委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第14、閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(平川昌昭君) 日程第15、議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成25年10月8日から9日まで視察研修を岩見沢市と名寄市で、また、釧路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会が、10月25日に厚岸町で開催されます。全議員を派遣することに、いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) ただいま、議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号

○議長(平川昌昭君) 議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 議案第52号にご異議がございますので、議案第52号は、起立により

## 平成 25 年標茶町議会第 3 回定例会会議録

採決いたします。

議案第52号を、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（平川昌昭君） 起立7人であります。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第50号・議案第51号・議案第53号を採決いたします。

議案第50号・議案第51号・議案第53号について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号・議案第51号・議案第53号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

### ◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

### ◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、平成25年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

(午後 3時59分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      平 川 昌 昭

署名議員    7 番                      後 藤    勲

署名議員    8 番                      館 田 賢 治

署名議員    9 番                      鈴 木 裕 美